

平成26年度

人事委員会年次報告書

島根県人事委員会

目 次

I	人事委員会	1
1	委員会の権限	1
2	委員会の構成	2
3	委員会の開催状況	2
II	人事委員会事務局	8
1	組織及び職員の配置	8
(1)	組 織	8
(2)	職員の配置	8
2	事務分掌	9
3	公平委員会事務の受託団体	10
III	任用業務	11
1	競争試験	11
(1)	採用試験	11
ア	試験実施概要	12
イ	試験実施結果	15
(2)	昇任試験	21
ア	試験実施概要	21
イ	試験実施結果	22
2	選 考	22
(1)	採用選考	22
ア	適用根拠規定状況	22
イ	職種別状況	23
ウ	公開選考試験実施結果	24
(2)	昇任選考	28
IV	給与業務	29
1	職員の給与等に関する報告及び勧告	29
(1)	報 告	29
ア	職員給与等に関する報告	29
イ	人事管理に関する報告	39
ウ	勧告実施の要請	43
(2)	勧 告	43
ア	平成26年4月の民間給与との比較による給与改定等のための関係条例の改正	43
イ	給与制度の見直しのための関係条例の改正	44
ウ	改定の実施時期等	46

2	給与関係規則等の制定及び改正の状況	48
V	公平審査等業務	51
1	公平審査事案の処理	51
(1)	不利益処分に関する不服申立ての審査	51
ア	県関係	51
イ	受託団体関係	51
(2)	勤務条件に関する措置要求の審査	51
ア	県関係	51
イ	受託団体関係	51
(3)	苦情処理に関する事項	51
ア	県関係	51
イ	受託団体関係	51
(4)	公務災害補償の審査	51
2	職員団体等関係事務	52
(1)	職員団体の登録	52
ア	県関係	52
イ	受託団体関係	52
(2)	職員団体等の規約の認証	53
(3)	管理職員等の範囲の指定	53
ア	県関係	53
イ	受託団体関係	53
3	労働基準監督機関の職権行使	54
(1)	労働基準法別表第1による号別区分	54
(2)	ボイラー及び第一種圧力容器の検査	56
4	勤務条件等実態調査	57
5	勤務時間・休暇等関係規則の改正の状況	57
 (参 考)		
1	歴代人事委員会委員と在任期間(平成27.5.1現在)	59
2	委員会の構成(平成27.5.1現在)	61
3	事務局職員名簿(平成27.4.1現在)	61

I 人事委員会

1 委員会の権限

(1) 行政的権限

ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録の管理及び人事に関する統計報告を作成すること。

イ 給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の長又は任命権者に提出すること。

ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。

エ 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。

オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。

カ 職員の競争試験、選考等に関する事務を行うこと。

キ 職階制に関する計画を立案し、及び実施すること。

ク 職員の給与が地方公務員法及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保するために必要な範囲において、職員に対する給与の支払いを監理すること。

ケ 職員の研修及び勤務成績の評定に関すること。

コ 職員の苦情を処理すること。

サ 法律又は条例に基づき、その権限に属せしめられた事務（給料表に関する計画の立案及び提出、職員団体の登録に関する事務、非現業職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権行使等）

(2) 準立法的権限

法律又は条例に基づき、その権限に属せしめられた事項に関し、人事委員会規則を制定すること。

(3) 準司法的権限

ア 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する措置の要求を審査判定し、これに必要な措置を執ること。

イ 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する採決又は決定をすること。

ウ 学校医等に関わる公務災害補償に関する異議の申立てを審査すること。

2 委員会の構成

職	氏 名	任 期	備 考
委 員 長	中 村 寿 夫	平 23. 7.26～ 平 27. 7.25	弁護士
委員長職務 代 理 者	永 田 伸 二	平 22.10.11～ 平 26.10.10	(元) 島根県健康福祉部長
委 員	猪 野 郁 子	平 25. 7. 8～ 平 29. 7. 7	島根大学名誉教授 平成26年11月20日から委員長 職務代理者
委 員	本 間 恵美子	平 26.10.11～ 平 30.10.10	(元) 公益財団法人 しまね文化振興財団 八雲立つ風土記の丘所長

3 委員会の開催状況

回	年月日	議 案
第1381回	26. 4.23	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成26年度島根県職員採用大学卒業程度試験の実施について 2. 平成26年度島根県職員（経験者）採用試験及び島根県職員（地区別）採用試験の実施について 3. 平成26年度島根県職員（原子力）採用選考試験の実施について 4. 平成26年度島根県職員（獣医師）採用選考試験及び島根県職員（薬剤師）採用選考試験の実施について 5. 平成26年度島根県職員（文化財研究員）採用選考試験の実施について 6. 採用試験合否判定要領の改正について 7. 有機溶剤中毒予防規則の一部適用除外認定について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 専決処分事件の報告について (職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による承認について) 2. 平成26年職種別民間給与実態調査の実施について
第1382回	26. 6. 9	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 条例案に対する意見について <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 給与制度の総合的見直しについて

回	年月日	議 案
第1383回	26. 7. 7	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成26年度島根県警察官（大学卒）採用試験（第1回）の合格者決定について 2. 職員の配偶者同行休業に関する条例の制定に伴う人事委員会規則の制定等について 3. 人事委員会規則（給与関係）の一部改正について 4. 教育委員会規則（給与関係）の一部改正について <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成26年度島根県職員採用大学卒業程度試験の第2次試験面接員（案）について 2. 9月議会の日程について
第1384回	26. 7.15	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成26年度島根県職員（原子力）採用選考試験の合格者決定について 2. 平成26年度島根県職員（獣医師）採用選考試験の合格者決定について 3. 平成26年度島根県職員採用高校卒業程度試験及び島根県職員（資格免許職）採用試験の実施について 4. 平成26年度島根県警察官（大学卒）採用試験（第2回）の実施について 5. 平成26年度島根県警察官（高校卒業程度）採用試験の実施について 6. 平成26年度身体障がい者を対象とした島根県職員採用選考試験の実施について 7. 平成26年度島根県職員（鳥獣対策）採用選考試験の実施について 8. 平成26年度島根県職員（船舶乗組員）採用選考試験、島根県職員（水産練習船乗組員）採用選考試験及び島根県警察職員（警備艇乗組員）採用選考試験の実施について <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 民間給与実態調査の実施状況について 2. 今後の委員会の開催予定について
第1385回	26. 8.21	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成26年度島根県職員採用大学卒業程度試験の合格者決定について 2. 平成26年度島根県職員（経験者）採用試験の合格者決定について 3. 平成26年度島根県職員（地区別）採用試験の合格者決定について

回	年月日	議 案
		4. 平成26年度島根県職員（文化財研究員）採用選考試験の合格者決定について 5. 平成26年度島根県職員（水産練習船乗組員（通信））採用選考試験の実施について 6. 平成26年度島根県職員（職業訓練指導員）採用選考試験の実施について 協議事項 1. 人事委員会勧告について
第1386回	26. 9. 9	協議事項 1. 人事委員会勧告について
第1387回	26. 9.17	付議事項 1. 宿日直勤務の許可について 協議事項 1. 人事委員会勧告について その他 1. 今後の委員会の開催予定について
第1388回	26.10. 1	付議事項 1. 平成26年度島根県職員（中山間地域研究員）採用選考試験の実施について 協議事項 1. 人事委員会勧告について
第1389回	26.10. 6	付議事項 1. 平成26年度島根県職員（総合土木）採用大学卒業程度試験及び島根県職員（経験者）採用試験（行政）の実施について 2. 平成26年度島根県職員（水産練習船乗組員（通信））採用選考試験の実施について 3. 人事委員会勧告について
第1390回	26.11.20	委員長職務代理者の指定 1. 委員長職務代理者の指定について 付議事項 1. 平成26年度島根県職員採用高校卒業程度試験の合格者決定について 2. 平成26年度島根県職員（資格免許職）採用試験の合格者決定について 3. 平成26年度島根県警察官（大学卒）採用試験（第2回）の合格者決定について 4. 平成26年度島根県警察官（高校卒業程度）採用試験の合格者決定について

回	年月日	議 案
		5. 平成26年度身体障がい者を対象とした島根県職員採用選考試験の合格者決定について 6. 平成26年度島根県職員（船舶乗組員）採用選考試験及び島根県職員（水産練習船乗組員）採用選考試験の合格者決定について 7. 平成26年度島根県職員（獣医師）採用個別選考試験の合格者決定について その他 1. 委員会開催日程について
第1391回	26.12. 4	付議事項 1. 平成26年度島根県職員（鳥獣対策）採用選考試験の合格者決定について 2. 条例案に対する意見について 協議事項 1. 人事委員会規則（給与関係）の一部改正について 2. 教育委員会規則（給与関係）の一部改正について その他 1. 2月議会出席者について
第1392回	26.12.18	付議事項 1. 平成26年度島根県職員（中山間地域研究員）採用選考試験の合格者決定について 2. 平成26年度島根県職員（職業訓練指導員）採用選考試験の合格者決定について 3. 平成26年度島根県職員（原子力）採用個別選考試験の合格者決定について 4. 平成26年度島根県職員（獣医師）採用個別選考試験（第2回）の合格者決定について 報告事項 1. 専決処分事項の報告について （人事委員会規則（給与関係）の一部改正） 2. 専決処分事項の報告について （教育委員会規則（給与関係）の一部改正） その他 1. 2月議会出席者について
第1393回	27. 1. 9	付議事項 1. 平成26年度島根県職員（総合土木）採用大学卒業程度試験の合格者決定について その他 1. 職員採用試験に係る課題について

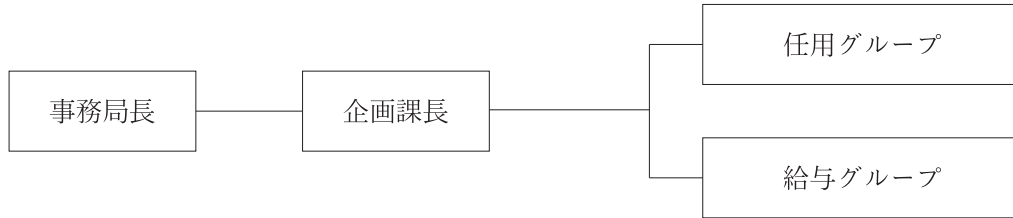
回	年月日	議 案
第1394回	27. 1.22	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成26年度島根県職員（経験者）採用試験（行政）の合格者決定について 2. 平成26年度島根県職員（薬剤師）採用個別選考試験の合格者決定について 3. 宿日直勤務の許可について <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 職員採用試験に係る課題について 2. 2月議会提案予定条例について 3. 県内市町村給与制度の総合的見直しの検討状況
第1395回	27. 2.10	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 行政組織の改正等に伴う職務の級及び管理職手当の決定について 2. 職員の採用選考について 3. 条例案に対する意見について 4. 人事委員会規則（給与関係）の一部改正について 5. 宿日直勤務の許可について <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成27年度職員採用試験の実施予定について
第1396回	27. 2.27	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成27年10月採用島根県警察官（大学卒）採用試験の実施について 2. 職員の採用選考について 3. 人事委員会規則（給与関係）の一部改正について <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 今後の人事委員会開催日程について
第1397回	27. 3.13	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人事委員会事務局職員の人事異動について 2. 行政組織の改正等に伴う職務の級及び管理職手当の決定について 3. 職員の昇任選考について 4. 職員の採用選考について 5. 宿日直勤務の許可について <p>協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人事委員会規則（給与関係）の制定、一部改正及び廃止について <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 5月臨時議会の出席者について

回	年月日	議 案
第1398回	27. 3.25	<p>付議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 職員の採用選考について 2. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う人事委員会規則の制定について 3. 一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部改正に伴う人事委員会規則の一部改正について 4. 職員の休日及び休暇に関する規則等の一部改正について 5. 人事委員会規則（給与関係）の一部改正について 6. 教育委員会規則（給与関係）の一部改正について <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平成26年度労働基準及び労働安全衛生実態調査（事業場調査）について <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 職員採用試験に係る課題について

II 人事委員会事務局

1 組織及び職員の配置

(1) 組織



(2) 職員の配置

(単位：人)

区 分	職 名						計
	局 長	課 長	グループ リーダー	企画員	主 任	主 事	
事 務 局 長	1						1
企 画 課 長		1					1
任用グループ			1	2	1		4
給与グループ			1	2		1	4
計	1	1	2	4	1	1	10

2 事務分掌

企画課

(任用グループ)

1. 人事委員会の議事に関する事。
2. 任用制度に関する事。
3. 採用試験に関する事。
4. 昇任試験に関する事。
5. 選考に関する事。
6. 職階制の計画及び実施に関する事。
7. 勤務時間その他の勤務条件の制度に関する事。
8. 勤務条件に関する措置の要求の審査に関する事。
9. 不利益処分についての不服申立ての審査に関する事。
10. 職員からの苦情相談に関する事。
11. 労働基準監督機関の職権の行使に関する事。
12. 分限、懲戒及び処分に関する事。
13. 事務局職員の人事及び服務並びに福利厚生に関する事。
14. 文書管理及び公印の管守に関する事。
15. 予算、経理その他庶務事務に関する事。

(給与グループ)

1. 給与制度に関する事。
2. 職員給与及び民間給与の実態調査に関する事。
3. 給与の支払監理に関する事。
4. 管理職員等の範囲、職員団体の登録に関する事。

3 公平委員会事務の受託団体

平成26年度末で公平委員会の事務を受託している団体は、次のとおりである。

○ 町 村

町 村 名	職員数	受託年月日	町 村 名	職員数	受託年月日
奥出雲町	248	H17. 3.31	吉賀町	97	H17.10. 1
飯南町	145	H17. 1. 1	隠岐の島町	259	H16.10. 1
川本町	61	S41. 4. 1	海士町	76	S41. 4. 1
美郷町	98	H16.10. 1	西ノ島町	78	S41. 4. 1
邑南町	209	H16.10. 1	知夫村	34	S41. 4. 1
津和野町	144	H17. 9.25	計	1,449	

○ 一部事務組合等

一部事務組合等名	事務所の所在地	職員数	受託年月日
鹿足郡養護老人ホーム組合	吉賀町六日市263	12	S47.4.1
鹿足郡事務組合	津和野町滝元668	7	S47.11.1
島前町村組合	西ノ島町美田2071-1	53	S52.4.1
雲南市・飯南町事務組合	雲南市掛合町掛合1261-3	32	S59.4.1
鹿足郡不燃物処理組合	吉賀町六日市幸地1319	2	S60.7.1
島根県市町村総合事務組合	松江市殿町8-3 市町村振興センター内	5	H5.4.1
邑智郡公立病院組合	邑南町中野3848-2 公立邑智病院内	95	H5.8.1
邑智郡総合事務組合	川本町大字川本332-15	21	H6.8.1
雲南広域連合	雲南市木次町里方1100-6	109	H11.10.1
隠岐広域連合	隠岐の島町都万2016	281	H11.10.1
島根県後期高齢者医療広域連合	松江市殿町8-3 市町村振興センター内	20	H19.4.1
計		637	

※職員数は、平成25年地方公務員給与実態調査による。

Ⅲ 任用業務

1 競争試験

(1) 採用試験

県職員採用試験については、昭和56年度まで実施していた級別（上級、中級、初級職）試験制度を改め、昭和57年度からは、程度別（大学卒業程度、高校卒業程度）試験を採用して現在に至る。また、選考職種であった資格又は免許を必要とする職についても逐次競争試験に切り替え、昭和59年度から資格免許職試験として実施している。

平成4年度からは、民間企業等で培われた経験を県行政の展開の中で有効に生かせる人材を求めた「経験者試験」を実施するほか、平成6年度からは、石見、隠岐地区における人材の確保、住民サービスの向上及び定住の促進を図るために「地区別試験」を実施してきた。

一方、受験者確保のため、県外試験場の設置（東京：平成3年度～・大阪：平成4年度～）、インターネットを利用した県のホームページへの職員募集の掲載（平成8年度～）や、受験案内及び受験申込書のホームページからのダウンロードサービス並びにインターネットによる申込み（平成13年度～）など、情報化に対応した取り組みも行ってきている。

平成19年度からは、警察本部機動隊への配属を前提とした警察官（武道）採用試験を新たに実施し、平成20年度からは、看護師、臨床検査技師等一部の職についての採用の選考権限を病院局へ委任した。

平成22年度からは、受験者の確保をより一層図るため、大卒程度試験の受験年齢上限を29歳から32歳まで引き上げ、また、大学卒業程度試験の「行政」区分については、1次試験科目に「個別面接」を追加し、人物評価を重視した採用をより一層推し進めた。

平成25年度からは、大学卒業程度試験の「行政」及び「警察事務」区分について、多様な人材が受験しやすくするため専門試験の解答数を40題から20題に減らし、試験時間を120分から90分に短縮した。専門試験の配点を減らすとともに、「行政」区分については第2次試験で討論型個別面接を導入し、集団討論を廃止した。

本年度の実施状況については、大学卒業程度試験では15区分で実施し、採用予定数は99人と前年度を大幅に上回ったが、受験者数は前年とほぼ同程度であった。高校卒業程度試験では9区分で実施し、採用予定者数は39人と前年を上回ったが、受験者数は前年をやや上回った。

その他の競争試験としては、資格免許職試験（3区分）と警察官採用試験を実施し、警察官採用試験については、より優秀な人材を採用するため、昨年に引き続き大学卒試験を年2回行ったほか、高卒程度試験を実施した。

ア 試験実施概要

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
大学卒業程度試験	行政・化学・心理・児童福祉・農業・畜産・林業・水産・総合土木・建築・機械・電気・警察事務・情報処理・少年補導	昭和57年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者若しくは平成5年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は平成27年3月31日までに卒業見込みの者	5月7日から5月27日まで	6月22日	8月2日から8月7日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分 五肢択一式 55問から20問自由選択 90分(行政・警察事務) 択一式及び記述式(情報処理) 個別面接(行政のみ)	人物試験 個別面接 討論型個別面接(行政のみ) 論文試験 適性検査 筆記実技(建築のみ)
	総合土木		10月20日から11月14日まで	11月30日	12月21日	教養試験 五肢択一式 40問120分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 論文試験 適性検査
高校卒業程度試験	一般事務・総合土木・学校事務A、B(出雲)・学校事務A、B(石見)・学校事務A、B(隠岐)・警察事務	[学校事務A] 昭和60年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者 [学校事務Aを除く試験区分] 平成5年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者	7月28日から8月29日まで	9月28日	10月26日から10月28日まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 専門試験 五肢択一式 40問120分(総合土木のみ)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
資格免許職試験	司書	昭和62年4月2日以降に生まれた者で、司書の資格を有する者(取得見込み含む)	7月28日から8月29日まで	9月28日	10月26日から10月28日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
	診療放射線技師	昭和61年4月2日以降に生まれた者で、診療放射線技師の免許を有する者(取得見込み含む)	同上	同上	同上	同上	同上
	保健師	昭和60年4月2日以降に生まれた者で、保健師の免許を有する者(取得見込み含む)	同上	同上	同上	同上	同上

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
経験者採用試験	行政	昭和54年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者	5月7日から 5月27日まで	6月22日	7月19日	教養試験 五肢択一式 40問120分 論文試験	人物試験 個別面接 適性検査
			10月20日から 11月14日まで	11月30日	12月19日	教養試験 五肢択一式 40問120分 論文試験	人物試験 個別面接 適性検査
地区別採用試験	一般事務 (石見地区) ・一般事務 (隠岐地区)	昭和54年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者	5月7日から 5月27日まで	6月22日	7月19日	教養試験 五肢択一式 40問120分 作文試験	人物試験 個別面接 適性検査
警察官 (大学卒) 試験 (第1回)	男性・女性・ 武道	[男性・女性] 昭和56年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者(卒業見込者含む) 若しくは 平成5年4月2日以降に生まれた者で、大学を卒業した者(卒業見込者含む) [武道] 次のアまたはイに該当し、かつ次のウに該当する者 ア 昭和63年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた男性で、学校教育法による大学を卒業した者(卒業見込者含む) イ 平成5年4月2日以降に生まれた男性で、大学を卒業した者(卒業見込者含む) ウ 柔道又は剣道の段位3段以上の者	3月10日から 4月14日まで	5月11日	6月14日から 6月19日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 身体・体力検査 (武道は身体検査のみ)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査 専門実技試験 (武道のみ)

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
警察官 (大学卒) 試験 (第2回)	男性・女性	[男性・女性] 昭和56年4月2日 から平成5年4月 1日までに生ま れた者で、学校 教育法による大 学を卒業した者 (卒業見込者含 む) 若しくは 平成5年4月2日 以降に生まれた 者で大学を卒業 した者(卒業見 込者含む)	7月28日 から 8月29日 まで	9月21日	11月3日 から 11月5日 まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 身体・体力試験	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査
警察官 (高校卒 業程度) 試験	男性・女性・ 武道	[男性・女性] 昭和56年4月2日 から平成9年4月 1日までに生ま れた者(ただし、 学校教育法によ る大学を卒業し た者及び卒業見 込みの者を除く) [武道] 次のア及びイの いずれにも該当 する者 ア 昭和63年4 月2日から平成9 年4月1日までに 生まれた男性 (ただし、学校 教育法による大 学を卒業した者 及び卒業見込み の者を除く) イ 柔道又は剣 道の段位3段以 上の者(柔道は、 平成27年3月31 日までに高校卒 業見込みの者に 限り、段位2段 以上)	7月28日 から 8月29日 まで	9月21日	11月2日 から 11月5日 まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 身体・体力検査 (武道は身体 検査のみ)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査 専門実技試験 (武道のみ)

イ 試験実施結果

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格率(D)/(B)	最終倍率(B)/(D)現	採用者数H27.5.1現在
					大学卒	短大卒	高校卒		その他	大学卒	短大卒		高校卒	その他	大学卒			
行政	行政	21	男	231	173	1	5	179	42	1	43	42	14	14	7.8%	12.8	14	
			女	85	60	1	1	62	10	10	10	10	7	7	11.3%	8.9	7	
			計	316	233	1	6	241	52	1	53	52	21	8.7%	11.5	21		
化学	化学	4	男	22	13			13	7		7	7	3	3	23.1%	4.3	3	
			女	11	9			9	3		3	3	1	1	11.1%	9.0	1	
			計	33	22			22	10		10	10	4	18.2%	5.5	4		
心理	心理	3	男	6	6			6	4		4	4	0	0.0%				
			女	16	12	1		13	4	4	4	4	3	3	23.1%	4.3	3	
			計	22	18	1		19	8		8	8	3	15.8%	6.3	3		
児童福祉	児童福祉	4	男	6	4	1		5	4		4	2	1	20.0%	5.0	1		
			女	3	3			3	3		3	3	3	3	100.0%	1.0	2	
			計	9	7	1		8	7		7	5	4	50.0%	2.0	3		
農業	農業	10	男	25	22			22	20		20	20	9	9	40.9%	2.4	9	
			女	4	2			2	2	2	2	2	2	2	100.0%	1.0	2	
			計	29	24			24	22		22	22	11	45.8%	2.2	11		
畜産	畜産	3	男	3	3			3	2		2	2	1	33.3%	3.0	1		
			女	3	2			2	2	2	2	2	2	2	100.0%	1.0	2	
			計	6	5			5	4		4	4	3	60.0%	1.7	3		
林業	林業	7	男	11	9			9	6		6	6	3	33.3%	3.0	3		
			女	5	4			4	4	4	4	4	4	4	100.0%	1.0	4	
			計	16	13			13	10		10	10	7	53.8%	1.9	7		
水産	水産	3	男	8	4		1	5	4		4	4	3	60.0%	1.7	3		
			女	2	2			2	0	0	0	0	0	0			0	
			計	10	6		1	7	4		4	4	3	42.9%	2.3	3		
総合土木	総合土木	26	男	40	30		6	36	27		27	19	3	22	61.1%	1.6	18	
			女	5	1	3		4	1	1	2	2	1	1	2	50.0%	2.0	2
			計	45	31	9		40	28	4	32	31	4	24	60.0%	1.7	20	

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格率(D)/(B)	最終合格率(D)/(B)	採用者数
					大学卒	短大卒	高校卒		その他	大学卒	短大卒		高校卒	その他	大学卒			
建	築	3	男	6	5		5	83.3%	5		5	5	4		4	80.0%	1.3	3
			女	1	1	1	100.0%	1		1		1	1	0		0	0.0%	
			計	7	6		6	85.7%	6		6	6	4		4	66.7%	1.5	3
機	械	3	男	9	7		7	77.8%	7		7	4	2		2	28.6%	3.5	2
			女	0														
			計	9	7		7	77.8%	7		7	4	2		2	28.6%	3.5	2
電	気	5	男	15	14		14	93.3%	14		14	11	5		5	35.7%	2.8	5
			女	0														
			計	15	14		14	93.3%	14		14	11	5		5	35.7%	2.8	5
警	察	5	男	41	26	1	3	73.2%	6	1	7	6	1		1	3.3%	30.0	1
			女	33	22	1	1	75.8%	8		8	8	7		7	28.0%	3.6	5
			計	74	48	2	4	74.3%	14	1	15	14	8		8	14.5%	6.9	6
情	報	1	男	13	9	1		76.9%	4	1	5	5	1		1	10.0%	10.0	1
			女	0														
			計	13	9	1		76.9%	4	1	5	5	1		1	10.0%	10.0	1
少	年	1	男	6	4		4	66.7%	4		4	3	1		1	25.0%	4.0	1
			女	4	2			50.0%	2		2	2	1		1	50.0%	2.0	1
			計	10	6		6	60.0%	6		6	5	2		2	33.3%	3.0	2
総	合	4	男	13	8	1	9	69.2%	5	1	6	6	2	1	3	33.3%	3.0	3
			女	4	3	1	4	100.0%	3		3	4	1		1	2	50.0%	2.0
			計	17	11	2	13	76.5%	8	2	10	10	3	2	5	38.5%	2.6	4
合	計	103	男	455	337	1	3	78.5%	157	0	1	6	69	0	4	20.4%	4.9	68
			女	176	123	3	1	75.6%	43	0	0	2	45	32	0	2	25.6%	3.9
			計	631	460	4	4	77.7%	200	0	1	8	101	0	6	21.8%	4.6	98

総合土木（11月実施） 第1次試験：6月22日 第2次試験：8月2日～7日
第1次試験：11月30日 第2次試験：12月21日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格率(D)/(B)	最終倍率(B)/(D)	採用者数 旧27.5.1現在			
					短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他						
高 校 卒 業 程 度	一般事務	3	男	22		12	9	21		1	5	6	6			2	2	9.5%	10.5	1	
			女	17	7	1	15		2		2		2	2			2	2	13.3%	7.5	2
			計	39	7	19	36		3	5	8		2	8			4	4	11.1%	9.0	3
	総合土木	4	男	12		4	8	12	100.0%		1	7	7			1	3	4	33.3%	3.0	3
			女	3	1	1	2	66.7%	1	1	2	2	2			1	1	2	100.0%	1.0	1
			計	15	5	9	14	93.3%	2	8	10	9	4	9			6	6	42.9%	2.3	4
	学校事務A (出雲地区)	13	男	90	53	1	9	4	67	74.4%	20	1	22	21		6		6	9.0%	11.2	5
			女	61	36	3	4	46	75.4%	10		10	8	8		7		7	15.2%	6.6	6
			計	151	89	4	12	113	74.8%	30	1	32	29	29		13		13	11.5%	8.7	11
	学校事務A (石見地区)	3	男	21	15	2	2	19	90.5%	9		9	8		2		2	2	10.5%	9.5	2
			女	5	3	1	4	4	80.0%	1		1	1	1		1		1	25.0%	4.0	1
			計	26	18	3	23	88.5%	10		10	10	9	9		3		3	13.0%	7.7	3
学校事務A (隠岐地区)	1	男	9	6	1	1	8	88.9%	3		3	1		0		0	0	0.0%			
		女	2	1	1	1	1	50.0%			0	0						0.0%			
		計	11	7	1	9	81.8%	3		3	4	1	1			0	0	0.0%			
学校事務B (出雲地区)	9	男	31		2	10	17	29	93.5%		2	4	12		4	1	5	17.2%	5.8	2	
		女	19	10	5	4	19	100.0%	5	2	4	11	10		2	1	4	21.1%	4.8	3	
		計	50	12	15	21	48	96.0%	7	6	12	25	22		2	5	9	18.8%	5.3	5	
学校事務B (石見地区)	2	男	9		6	3	9	100.0%			2	3	4		1		1	11.1%	9.0	1	
		女	3		2	1	3	100.0%		1	1	2	1			1		33.3%	3.0		
		計	12		8	4	12	100.0%		3	4	7	5			2		16.7%	6.0	1	
学校事務B (隠岐地区)	1	男	1		1		1	100.0%			1	1				0	0	0.0%			
		女	1		1		1	100.0%		1		1	1		1		1	100.0%	1.0	1	
		計	2		1		2	100.0%		1		2	2		1		1	50.0%	2.0	1	

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格率(D)/(B)	最終合格率(D)/(B)	採用者数H27.5.1現在				
					短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他							
高校卒業程度	警察事務	3	男	15	1	9	5	15	1	4	2	7	6	2	1	3	20.0%	5.0	3			
			女	21	5	12	2	19	90.5%	1	7	1	9	8	3	3	15.8%	6.3	3			
			計	36	6	21	7	34	94.4%	2	11	3	16	14	5	1	6	17.6%	5.7	6		
合計	39		男	210	74	53	49	181	86.2%	32	3	14	27	76	8	0	7	23	12.7%	7.9	17	
			女	132	40	26	31	110	83.3%	11	7	13	7	38	8	3	7	3	21	19.1%	5.2	17
			計	342	114	31	84	291	85.1%	43	10	27	34	114	16	3	15	10	44	15.1%	6.6	34

第1次試験：9月28日 第2次試験：10月26日～10月28日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格率(D)/(B)	最終合格率(D)/(B)	採用者数H27.5.1現在				
					短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他							
資格免許職	司書	3	男	10	7	2		9	4			4	4			0	0.0%					
			女	30	14	11		25	4	3		7	7	2	2	4	16.0%	6.3	3			
			計	40	21	13		34	8	3		11	11	2	2	4	11.8%	8.5	3			
資格免許職	診療放射線技師	2	男	4	3		1	4	3		1	4	4	1		1	25.0%	4.0	1			
			女	4	1	1		3	1	1		2	2	1	1	1	33.3%	3.0	1			
			計	8	4	1	2	7	4	1	1	6	6	2	2	2	28.6%	3.5	2			
資格免許職	保健師	5	男	5	2		2	4	2		1	3	2	1		1	25.0%	4.0	1			
			女	15	9	1	4	14	6	3	9	7	4	1	5	35.7%	2.8	5				
			計	20	11	1	6	18	90.0%	8	4	12	9	5	1	6	33.3%	3.0	6			
合計	10		男	19	12	2	0	17	89.5%	9	0	0	2	11	2	0	0	2	11.8%	8.5	1	
			女	49	24	13	0	42	85.7%	11	4	0	3	18	7	2	0	1	10	23.8%	4.2	8
			計	68	36	15	0	59	86.8%	20	4	0	5	29	9	2	0	1	12	20.3%	4.9	9

第1次試験：9月28日 第2次試験：10月26日～10月28日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格率(D)/(B)	最終倍率(B)/(D)	採用者数		
					短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他					
行政	行政	6	男	52	43	1	3	47	13		1	14	14	4		4	8.5%	11.8	3	
			女	17	14	1	1	16	4				4	4	2		2	12.5%	8.0	2
			計	69	57	1	4	63	17		1	18	18	18	6		6	9.5%	10.5	5
総合土木	総合土木	5	男	18	8	1	3	12	7		1	8	8	5		5	41.7%	2.4	5	
			女	1	1	1	1	1	1	100.0%			1	1	0		0	0.0%		
			計	19	9	1	3	13	8		1	9	9	9	5		5	38.5%	2.6	5
行政(11月実施)	行政(11月実施)	4	男	82	39	1	4	44	12			12	8	4		4	9.1%	11.0	3	
			女	21	17	1	1	19	6			6	6	2		2	10.5%	9.5	2	
			計	103	56	1	4	63	18			18	14	6		6	9.5%	10.5	5	
合計	合計	15	男	152	90	3	10	103	32	0	2	34	30	13	0	13	12.6%	7.9	11	
			女	39	32	2	1	36	11	0	0	11	11	4	0	4	11.1%	9.0	4	
			計	191	122	2	4	139	43	0	2	45	41	17	0	17	12.2%	8.2	15	

行政(11月実施)： 第1次試験：6月22日 第2次試験：7月19日
第1次試験：11月30日 第2次試験：1月10日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格率(D)/(B)	最終倍率(B)/(D)	採用者数	
					短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他				
一般事務(石見地区)	一般事務(石見地区)	2	男	19	14			14	8			8	8	2		2	14.3%	7.0	2
			女	12	6	3	1	10	2			2	2	0		0	0.0%		
			計	31	20	3	1	24	10			10	10	2		2	8.3%	12.0	2
一般事務(隠岐地区)	一般事務(隠岐地区)	2	男	10	6			6	5			5	4	1		1	16.7%	6.0	1
			女	3	1	1	1	3	1		1	2	2	1		1	33.3%	3.0	1
			計	13	7	1	1	9	6		1	7	6	2		2	22.2%	4.5	2
合計	合計	4	男	29	20	0	0	20	13	0	0	13	12	3	0	3	15.0%	6.7	3
			女	15	7	3	2	13	3	0	1	4	4	1	0	1	7.7%	13.0	1
			計	44	27	3	2	33	16	0	1	17	16	4	0	4	12.1%	8.3	4

第1次試験：6月22日 第2次試験：7月19日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格率(D)/(B)	最終倍率(B)/(D)現	採用者数H27.5.1現在	
					大学卒	短大卒	高校卒		その他	大学卒	短大卒		高校卒	その他	大学卒				短大卒
警	大学卒 (第1回)	33	男	202	156		156	77.2%	135		135	107	50		50	32.1%	3.1	27	
		6	女	22	20		20	90.9%	14		14	11	6		6	30.0%	3.3	4	
		39	計	224	176		176	78.6%	149		149	118	56		56	31.8%	3.1	31	
察	大学卒 (第1回) (武道)	1	男	4	4		4	100.0%	4		4	4	1		1	25.0%	4.0	1	
		1	女	4	4		4	100.0%	4		4	4	1		1	25.0%	4.0	1	
		6	計	72	43		43	59.7%	31		31	26	9		9	20.9%	4.8	8	
官	大学卒 (第2回)	1	男	7	4		4	57.1%	3		3	3	1		1	25.0%	4.0	1	
		7	女	79	47		47	59.5%	34		34	29	10		10	21.3%	4.7	9	
		18	計	119	66	24	90	75.6%	69	48	21	66	19	5	24	26.7%	3.8	23	
官	高校卒業 程度	3	男	30	1	20	23	76.7%	1	13	15	15	1	6	7	30.4%	3.3	7	
		21	女	149	1	86	26	113	75.8%	1	61	84	81	1	25	31	27.4%	3.6	30
		1	計	2	1	1	1	50.0%	1	1	1	1	1	0	0	0.0%			
官	高校卒業 程度 (武道)	1	男	2															
		1	女	2															
		59	計	399	203	0	294	73.7%	170	48	22	240	204	60	19	84	28.6%	3.5	59
官	合計	10	男	59	24	1	20	79.7%	17	13	32	29	7	1	14	29.8%	3.4	12	
		69	女	458	227	1	86	74.5%	187	1	61	272	233	67	1	98	28.7%	3.5	71
			計																

大学卒(第1回)……………第1次試験：5月11日、第2次試験：6月14日～19日
 大学卒(第2回)……………第1次試験：9月21日、第2次試験：11月3日～5日
 高校卒業程度……………第1次試験：9月21日、第2次試験：11月2日～5日

(2) 昇任試験

現在実施している昇任試験は、警察官の階級（警部・警部補・巡査部長）の各職への昇任試験のみであり、その実施については警察本部長に委任している。

（職員の任用に関する権限を委任する規則第2条第1項第6号）

ア 試験実施概要

試験の種類	区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			試験実施 通知日	第1次 試験	第2次 試験	第1次 試験	第2次 試験
警部 昇任試験	一般	警部補として勤務した期間が4年以上の者	7月9日	(法学試験) 9月1日 (1次試験) 10月10日	11月17日	(法学試験) 筆記試験3科目 勤務成績等評定 (一次試験) 筆記試験5科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
警部補 昇任試験	一般	巡査部長として勤務した期間が4年（大卒者にあっては2年）以上の者	7月9日	(予備試験) 9月2日 (1次試験) 10月8日	11月18日	(予備試験) 五肢択一式50問 勤務成績等評定 (1次試験) 筆記試験8科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
	専門	巡査部長として勤務した期間が8年以上の者で、年齢40歳以上の者	7月9日	10月8日	11月18日	筆記試験5科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
巡査部長 昇任試験	一般	巡査として勤務した期間が4年（大卒者にあっては2年）以上の者	7月9日	(予備試験) 9月3日 (1次試験) 10月9日	11月21日	(予備試験) 五肢択一式50問 勤務成績等評定 (1次試験) 筆記試験8科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
	専門	巡査として勤務した期間が12年（大卒者にあっては8年）以上の者で、年齢35歳以上の者	7月9日	10月9日	11月21日	筆記試験5科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験

イ 試験実施結果

試験の種類	区分	申込者数	予備試験			第1次試験			第2次試験合格者数	最終合格率	昇任者数
			受験者数	受験率	合格者数	受験者数	受験率	合格者数			
警部昇任試験	一般	人 214	人 210	% 98.1	人 77	人 77	% 100.0	人 20	人 12	% 15.6	人 12
警部補昇任試験	一般	※223	※220	98.7	91	118	100.0	42	32	27.1	32
	専門	6	—	—	—	6	100.0	3	1	16.7	1
	計	※229	※220	98.7	91	124	100.0	45	33	26.6	33
巡査部長昇任試験	一般	※301	※301	100.0	108	126	100.0	62	52	41.3	52
	専門	7	—	—	—	7	100.0	4	2	28.6	2
	計	※308	※301	100.0	108	133	100.0	66	54	40.6	54
合計		※751	※731	99.1	276	334	100.0	131	99	29.6	99

(注) ※印は予備試験免除を除く。(警部補予備免除者27名。巡査部長予備免除者18名。)

2 選 考

職員の採用選考及び昇任選考の状況は、(1)及び(2)のとおりである。

(1) 採用選考

ア 適用根拠規定状況

規 定		部 局	知事部局	病院局	教育委員会	警察本部	委員会等	計
職員の任用に関する規則	第7条第2号	細則第3条第1号・2号・8号(行政職3級以上・公安職4級以上)	人 5 (5)	人 —	人 —	人 16 (16)	人 —	人 21 (21)
		細則第3条第3号(海事職)	1	—	1	—	—	2
		細則第3条第4号(研究職の2級以上)	1	—	—	—	—	1
		細則第3条第5号～7号、9～11号(医療職)	7	56	—	—	—	63
		第7条第5号(他の地方公共団体又は国の在職者)	5 (5)	—	1 (1)	7 (7)	1 (1)	14 (14)
		第7条第6号(かつて職員であった者)	—	—	—	—	—	—
		第7条第7号・8号(競争試験を行うことが不適当な職)	5	—	3	—	—	8
	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条	2	—	—	—	—	2	
	地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第3条	—	—	—	—	—	—	
合計		26 (10)	56	5 (1)	23 (23)	1 (1)	111 (35)	

(注) ()内は割愛採用で、内数である。

イ 職種別状況

職 種	部 局	知事部局	病院局	教育委員会	警察本部	委員会等	計	
	行 政 職	部・次長級	1					1
課長級		4			1		5	
グループリーダー		2					2	
企画員		1					1	
主任・主任主事・主任技師・主事・技師級		7			1	1	1	10
計		15			1	2	1	19
公 安 職	警 視				2		2	
	警部・警部補級				13		13	
	巡査部長				6		6	
	巡 査							
	計				21		21	
海 事 職		1		1			2	
研 究 職	学 芸 員							
	研 究 員	1		3			4	
医療職（一）	医 師	4	1				5	
医療職（二）		3	2				5	
医療職（三）			53				53	
任期付職員		2					2	
合 計		26	56	5	23	1	111	

ウ 公開選考試験実施結果（ア及びイの一部）

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)			最終合格率(D)/(B)	最終倍率(B)/(D)	採用者数H27.5.1現在	備考	
					大学卒	短大卒	高校卒		その他	大学卒	短大卒		高校卒	その他	大学卒					短大卒
選 考 試 験	原子力	1	男	1				100.0%	第2次試験なし				0			0.0%			6/22~ 6/23実施	
			女	0													0.0%			0
				計	1				1											
	文化財 研究員 (歴史美術)	1	男	4	3			75.0%	3			3				33.3%			1 1次:6/22 2次:8/8	
			女	1	1			100.0%	1			1				0.0%				
				計	5	4		80.0%	4			4			25.0%	4.0		1		
	文化財 研究員 (日本中世史)	1	男	7	7			100.0%	4			4			14.3%			1 1次:6/22 2次:8/8		
			女	2	0			0.0%	0			0								
				計	9	7		77.8%	4			4			14.3%	7.0		1		
	文化財 研究員 (日本古代史)	1	男	10	9			90.0%	6			6			11.1%			1 1次:6/22 2次:8/8		
			女	7	6			85.7%	0			0								
				計	17	15		88.2%	6			6			6.7%	15.0		1		
	獣医師	9	男	2	2			100.0%	2						100.0%	1.0		2 6/22~ 6/23実施		
			女	2	2			100.0%	0						100.0%	1.0				
				計	4	4		100.0%	4						100.0%	1.0		2		
薬剤師	3	男	1	0			0.0%	0									0			
		女	0				0.0%	0												
			計	1				0												
身体障がい 者対象 (一般事務)	2	男	3	1			100.0%	3					1	33.3%	3.0		1 10/19実施			
		女	0	2									1	33.3%	3.0					
			計	3	2		100.0%	3												
身体障がい 者対象 (学校事務)	1	男	0														0			
		女	0																	
			計	0																
鳥獣対策	1	男	13	8			69.2%	3			4			11.1%	9.0		1 1次:10/19 2次:11/22			
		女	2	0			0.0%	0			1									
			計	15	8		60.0%	3			4			11.1%	9.0		1			

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)				最終合格率(B)/(D)	採用者数H27.5.1現在	備考	
					短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他	計				
選考試験	船舶乗組員(航海)	1	男	3	1		2	100.0%	第2次試験なし						1	33.3%	3.0	1	10/19実施	
			女	0																
			計	3	1		2	100.0%								1	33.3%	3.0		1
	水産練習船乗組員(航海)	2	男	2				0.0%	第2次試験なし											0
			女	0																
			計	2				0.0%												
	水産練習船乗組員(機関)	1	男	1			1	100.0%	第2次試験なし						1	100.0%	1.0	1	10/19実施	
			女	0																
			計	1			1	100.0%								1	100.0%	1.0		1
	水産練習船乗組員(通信)	1	男						第2次試験なし											0
			女	0																
			計	0																
警備艇乗組員(機関)	1	男	1				0.0%	第2次試験なし											0	
		女	0																	
		計	1				0.0%													
水産練習船乗組員(通信)	1	男						第2次試験なし											0 (追加募集)	
		女	0																	
		計	0																	
職業訓練指導員(介護サービスク)	1	男	2	2			100.0%	第2次試験なし					1	50.0%	2.0	1	11/15実施			
		女	1		1	100.0%								0	0.0%					
		計	3	2	1	3	100.0%							1	33.3%	3.0		1		
職業訓練指導員(事務ワークク)	1	男	1	1			100.0%	第2次試験なし						0	0.0%				1	
		女	1		1	100.0%								1	100.0%	1.0	1			
		計	2	1	1	2	100.0%							1	50.0%	2.0	1			

試験種類	試験区分	採用予定 人	性別	受験 申込者数 (A)	受験者数(B)			受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験 受験者数	最終合格者数(D)			最終 合格率 (D)/(B)	最終 倍率 (B)/(D)	採用者数 H27.5.1 現在	備考	
					短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他					
選考	中山間地域 研究員	1	男	13			13	100.0%	6			6	1			7.7%	13.0	0	1次書類選考 2次:12/6 ~12/7	
			女	2			2	100.0%					0			0.0%				
			計	15			15	100.0%	6			6	1			6.7%	15.0	0		
試験	合 計	30	男	64	48	0	54	84.4%	22	0	1	23	8	0	1	20.4%	4.9	10		
			女	18	11	1	13	72.2%	1	0	0	1	2	0	0	1	23.1%	4.3		1
			計	82	59	1	67	81.7%	23	0	1	24	10	0	1	3	20.9%	4.8		11

試験種類	試験区分	採用予定人員 (若名)	性別	受験申込者数 (A)	受験者数(B)			受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験 受験者数	最終合格者数(D)			最終 合格率 (D)/(B)	最終 倍率 (B)/(D)	採用者数 H27.5.1 現在	備考
					短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他				
看護	師	(若名)	男	2	1	1	2	100.0%				1	1	1	50.0%	2.0	1		
			女	3	1	2	3	100.0%	第2次試験なし				1	1	66.7%	1.5	2	H26.6.22	
			計	5	2	3	5	100.0%					2	1	60.0%	1.7	3		
看護	師	(40)	男	11	3	7	10	90.9%				2	5	70.0%	1.4	7	H26.8.16		
			女	54	19	30	53	98.1%	第2次試験なし				3	24	86.8%	1.2	39	～	
			計	65	22	37	63	96.9%					3	29	84.1%	1.2	46	H26.8.17	
助産	師	(若名)	男	0															
			女	0					第2次試験なし										H26.6.22
			計	0													0		
助産	師	(4)	男	5	4		4	80.0%				4		100.0%	1.0	4	H26.8.16		
			女	5	4		4	80.0%	第2次試験なし				4		100.0%	1.0	4	～	
			計	10	8		8						8						
臨床 検査 技	師	(1)	男	1	1		1	100.0%						0	0.0%				
			女	5	4		4	80.0%	第2次試験なし				1		25.0%	4.0	1	H26.10.4	
			計	6	5		5	83.3%					1		20.0%	5.0	1		
臨床 工 学 士	技	(1)	男	2		2	2	100.0%						0	0.0%				
			女	1	1		1	100.0%	第2次試験なし				1		100.0%	1.0	1	H26.11.8	
			計	3	1	2	3	100.0%					1		33.3%	3.0	1		
合	計	(46)	男	16	4	1	15	93.8%				2	1	53.3%	1.9	8			
			女	68	28	5	65	95.6%				25	4	83.1%	1.2	47			
			計	84	32	6	80	95.2%				27	5	77.5%	1.3	55			

(2) 昇任選考

級別昇任者数

給料表	部局	知事部局	病院局	企業局、議会、 各委員会等	教育委員会	警察本部	計
	級						
行政職	9	6	1	2	1		10
	8	15		1	1		17
	7	20	1	1	2	1	25
	6	54	1	2	12		69
	5	78	1	4	13	6	102
	4	93	2	4	25	12	136
	3	32	3	1	10	4	50
	2	59	3	3	19	8	92
計	357	12	18	83	31	501	
公安職	9					2	2
	8					8	8
	7					7	7
	6					21	21
	5					37	37
	4					32	32
	3						
	2						
計					107	107	
海事職	5						
	4						
	3				1		1
	2						
	計				1		1
研究職	5						
	4	2					2
	3	6			2		8
	2						
	計	8			2		10
医療職(一)	4	2	1				3
	3		1				1
	2	3	3				6
	計	5	5				10
医療職(二)	7						
	6	5	1				6
	5	6	3				9
	4	4	4				8
	3	7	9				16
	2	1	1				2
	計	23	18				41
医療職(三)	7						
	6	1	2				3
	5	1	6				7
	4	2	26				28
	3	1	53				54
	2						
	計	5	87				92
合計		398	122	18	86	138	762

IV 給 与 業 務

1 職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は、平成26年10月17日、県議会及び知事に対し、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等に関する報告を行い、併せて給与について勧告した。その概要は次のとおりである。

(1) 報 告

ア 職員の給与等に関する報告

ア) 職員給与等の状況について

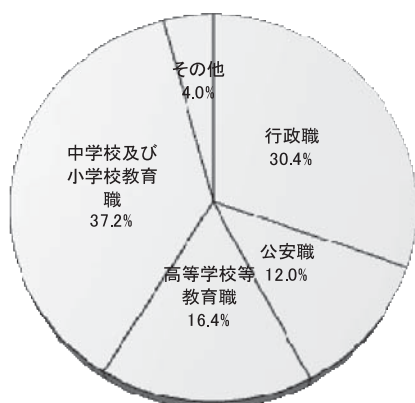
県職員の平成26年4月1日現在における給与等の実態は、次のとおりである。

給 料 表 別 職 員 数 等

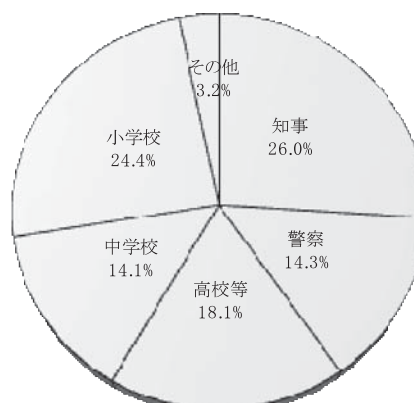
給 料 表	区 分		職 員 数 (構 成 比)		平 均 年 齢		平 均 経 験 年 数	
	平成26年	平成25年	平成26年	平成25年	平成26年	平成25年	平成26年	平成25年
	人	人	歳	歳	年	年		
行 政 職	3,786 (30.4%)	3,804 (30.3%)	44.3	44.3	22.9	22.9		
公 安 職	1,491 (12.0%)	1,477 (11.8%)	38.7	39.0	17.5	17.8		
海 事 職	46 (0.4%)	46 (0.4%)	41.0	40.2	21.0	20.2		
研 究 職	243 (2.0%)	251 (2.0%)	42.3	42.2	19.1	19.1		
医 療 職 (1)	43 (0.3%)	42 (0.3%)	44.8	45.4	18.7	19.4		
医 療 職 (2)	100 (0.8%)	102 (0.8%)	42.7	42.6	19.0	18.7		
医 療 職 (3)	70 (0.6%)	70 (0.6%)	41.5	41.7	19.2	19.4		
高 等 学 校 等 教 育 職	2,041 (16.4%)	2,065 (16.4%)	44.4	44.3	21.7	21.6		
中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職	4,637 (37.2%)	4,698 (37.4%)	46.5	46.2	23.8	23.5		
合 計	12,457 (100.0%)	12,555 (100.0%)	44.4	44.3	22.2	22.1		

(注)構成比については、小数点以下1位未満の端数は四捨五入したため、合計が100にならない場合がある。

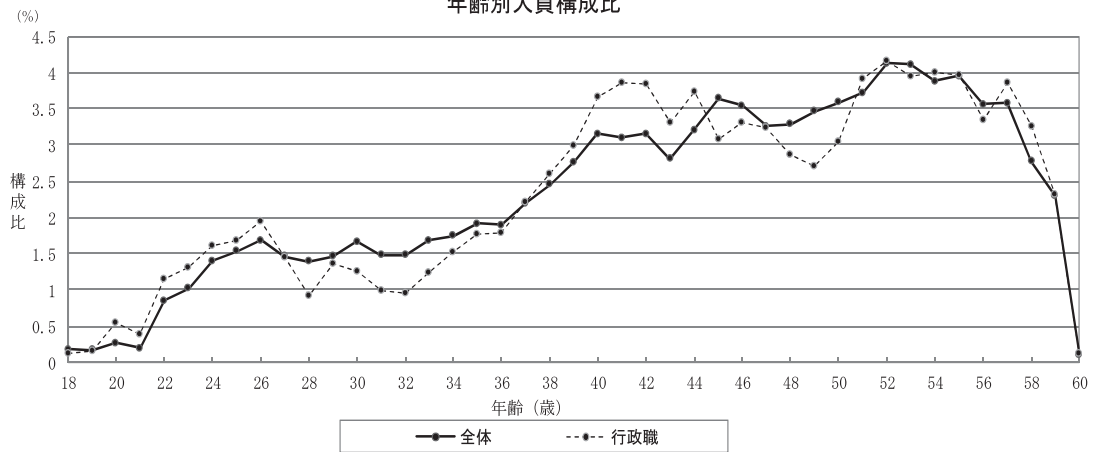
給 料 表 別 職 員 構 成 比



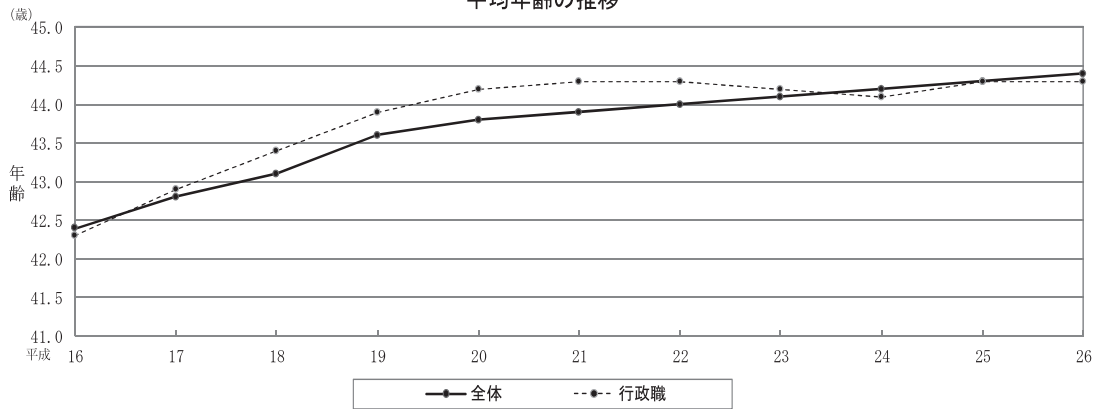
部 局 別 職 員 構 成 比



年齢別人員構成比



平均年齢の推移



職員の平均給与月額の状態

項目	区分	全 職 員		行 政 職 の 職 員	
		平成26年	平成25年	平成26年	平成25年
給 料		円 364,611	円 365,101	円 338,523	円 339,920
管 理 職 手 当		6,213	6,203	7,994	7,961
扶 養 手 当		10,430	10,663	11,429	11,683
地 域 手 当		463	464	572	603
住 居 手 当		3,761	3,696	2,681	2,503
特 地 勤 務 手 当		3,886	3,979	2,840	2,920
そ の 他		2,311	2,319	1,783	1,855
合 計		391,675	392,425	365,822	367,445

- (注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額並びに経過措置額を含む。
 2 特地勤務手当の欄は、特地勤務手当（準ずる手当を含む。）及びへき地手当（準ずる手当を含む。）の合計額である。
 3 その他は、単身赴任手当等である。

(イ) 民間給与等の状況について

本年5月から6月にかけて、職員の給与等と比較検討するため、人事院と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所260のうちから層化無作為抽出法により抽出した143事業所を対象に「平成26年職種別民間給与実態調査」を実施し、うち138事業所の調査を完了した。

本年の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、97.2%と極めて高いものとなっている。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種3,867人及び医師等職種1,010人について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等についても調査を行った。

なお、民間企業の組織形態の変化に対応するため、本年調査から、基幹となる役職段階（部長、課長、係長、係員）が置かれている民間事業所において、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が①部長と課長の間位置づけられる従業員、②課長と係長の間位置づけられる従業員、③係長と係員の間位置づけられる従業員についても個人別の給与月額等を把握することとした。

① 本年の給与改定等の状況

a 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で39.9%（昨年43.1%）、高校卒で36.2%（同27.1%）となっている。そのうち初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で80.4%（同95.0%）、高校卒で84.5%（同96.5%）、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で18.6%（同5.0%）、高校卒で14.4%（同3.5%）となっている。

b 給与改定の状況

一般の従業員（係員）の給与改定状況をみると、ベースアップを実施した事業所の割合は28.1%（昨年17.5%）、ベースアップを中止した事業所の割合は17.7%（同30.9%）となっている。

また、一般の従業員（係員）の定期昇給の実施状況をみると、定期昇給を実施した事業所の割合は75.3%（同79.1%）、定期昇給を停止した事業所の割合は1.2%（同3.3%）であった。昇給額については、昨年と比べて増額となっている事業所の割合が21.9%（同18.3%）、減額となっている事業所の割合が4.1%（同10.2%）となっている。

民間における給与改定の状況

(単位：％)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係 員	28.1 (17.5)	17.7 (30.9)	0.0 (0.0)	54.2 (51.6)
課 長 級	24.5 (14.4)	20.8 (32.8)	0.0 (0.0)	54.7 (52.8)

(注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を含む。

2 () 内の数字は、平成25年の割合である。

民間における定期昇給の実施状況

(単位：％)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 制度なし	
		昨年 に 比 増 額	昨年 に 比 減 額	昨年 と 変 化 なし			
係 員	76.5 (82.4)	75.3 (79.1)	21.9 (18.3)	4.1 (10.2)	49.3 (50.6)	1.2 (3.3)	23.5 (17.6)
課 長 級	72.3 (77.4)	71.1 (74.0)	19.9 (19.2)	4.2 (10.6)	47.0 (44.2)	1.2 (3.4)	27.7 (22.6)

(注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所は除く。

2 () 内の数字は、平成25年の割合である。

(ウ) 物価及び生計費について

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べ、全国で3.4%、松江市で3.3%とそれぞれ増加している。

また、勤労者世帯における消費支出（総務省「家計調査」）等を基礎として算定した本年4月の松江市における2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ186,730円、212,890円及び239,050円となっている。

(エ) 都道府県職員の給与について

先に総務省が公表した平成25年4月1日現在の都道府県ラスパイレス指数（行政職）の平均は、107.4であった。

本県のラスパイレス指数は105.5（平成24年104.9）となっており、全国でも低い水準となっている。

なお、今回の指数が100を超えているのは、国において平成24年4月1日から平成26年3月31日までの2年間、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）」に基づく給与減額支給措置が講じられていたことによるものであり、この措置がないとした場合の参考値は97.5である。

都道府県のラスパイレース指数の分布状況

(平成25年4月1日現在)

指数分布区分	都道府県数
110以上	4
105以上110未満	40
100以上105未満	2
100未満	1
都道府県平均指数 (参考値)	107.4 (99.3)
島根県 (参考値)	105.5 (97.5)

備考 ラスパイレース指数：地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレース方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたもの。

(オ) 人事院勧告の概要（省略）

(カ) 職員給与と民間給与との比較

① 月 例 給

職員給与と民間給与との比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、公務においては行政職給料表適用者、民間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者について行っている。

また、職員と民間企業従業員では、それぞれ年齢、学歴などの人員構成が異なっており、このように異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における単純な給与の平均値を比較することは適当ではないため、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させ、精密に比較（ラスパイレース方式）を行っている。

なお、本年の比較に当たっては、前記(イ)で述べた①部長と課長の間に位置づけられる従業員、②課長と係長の間に位置づけられる従業員、③係長と係員の間に位置づけられる従業員については、その役職、職能資格又は給与上の等級（格付）を踏まえ、それぞれ部次長、課長代理、主任として取り扱うこととした。

本年4月分の給与額について、職員給与と民間給与を比較すると、民間給与371,043円に対して職員給与は370,119円であり、職員給与が924円（0.25%）下回っている。

職員給与と民間給与との較差

民間給与(A)	職員給与(B)	較 差 A - B ((A-B)/B×100)
371,043円	370,119円	924円 (0.25%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていないため、職員給与の額は(ア)の表「職員の平均給与月額状況」の額とは異なっている。

② 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、平均所定内給与月額との3.81月分に相当していた。これは、昨年(3.70月分)より増加しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(3.70月)を0.11月分上回っている。

職員の期末・勤勉手当と民間の特別給との差

民間の特別給(A)	職員の期末・勤勉手当(B)	差(A-B)
3.81月分	3.70月	0.11月分

(*) 本年の給与改定

職員の給与決定に関する諸条件については、以上述べたとおりである。

これらの調査結果等を基に、国及び他の都道府県の動向等を踏まえ、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、職員の給与について所要の措置を講ずる必要があると判断し、次のとおり報告する。

① 月例給について

本年の民間事業所の給与等の状況をみると、一般の従業員(係員)で、ベースアップを実施した事業所の割合が昨年と比べ10ポイント以上増加していることや、定期昇給の昇給額について昨年と比べて増額となった事業所の割合が増加し、減額となった事業所の割合が減少していることなど、改善の傾向が見られた。

このような状況の中で、本年4月分の給与について、職員給与と職種別民間給与実態調査に基づく民間給与を比較すると、前記(カ)①のとおり、職員給与が民間給与を924円(0.25%)下回っている。

よって、月例給については、民間給与水準と均衡させるよう引上げ改定することが適当と判断した。

民間との給与比較を行っている行政職給料表については、本年8月に人事院が勧告した俸給表をもとに、本県の公民較差を考慮し、人事院が勧告した俸給表に定める俸給月額に100分の99.83を乗じた給料表とする。

再任用職員の給料月額についても、再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準じた改定を行う。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して、行政職給料表と同様の改定を行うものとする。ただし、医療職給料表(1)については、医師の人材を確保する観点から、人事院勧告に準じた改定を行うこととする。

なお、改定については、本年4月の職員給与と民間給与を均衡させるものであることから、同月に遡及して実施することとする。

② 期末手当・勤勉手当について

前記(カ)②のとおり、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(3.70月)は、

民間事業所の特別給の支給割合（3.81月分）を0.11月分下回っている。

よって、職員の期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の支給割合と均衡させるよう、0.10月分引き上げることが適当と判断した。

引上げに当たっては、国と同様に勤務実績に応じた給与の推進の観点から勤勉手当に配分することとし、本年度については、12月期の勤勉手当を0.10月分引き上げ、平成27年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当をそれぞれ0.05月分ずつ引き上げることとする。

なお、再任用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

③ 初任給調整手当について

医師に対する初任給調整手当については、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、人事院勧告に準じて改定を行い、本年4月に遡及して実施することとする。

④ 通勤手当について

交通用具利用者に係る通勤手当については、昨今のガソリン価格の上昇により、改定の必要性について慎重に検討してきたところである。

その結果、ガソリン価格は上昇しているものの燃費が向上してきていることから自動車の運行に係る経費は変わらないこと、県内の民間事業所における支給額と比較すると概ね均衡していること、本年の人事院勧告後の国家公務員の手当額と比較しても改定が必要と認められる状況ではないことから、本年においては改定を行わないこととする。

(ク) 給与制度の総合的見直し

① 見直しの必要性

国においては、本年の報告で、平成18年度から実施した給与構造改革については一定の成果を得てきたとする一方、特に民間賃金の低い地域を中心に公務員給与が高いのではないかと指摘が依然として見られること、職員構成の高年齢化や公的年金の支給開始年齢の段階的な引上げに伴い雇用と年金の接続を図ることが求められていること等を踏まえると給与カーブの見直し等が必要であること、公務組織の特性、円滑な人事運用の要請等を踏まえた適正な処遇を実現することを通じて公務に必要な人材を確保し組織の能率的な運営を図っていく必要があること等の課題に対応するため、給与制度の総合的な見直しを行うこととしている。

本県においては、平成23年より、「制度」・「構造」は国に準じ、「水準」については県内民間給与水準との均衡を図ることを基本として勧告してきたところである。

給与水準については、全体として県内民間給与水準との均衡を図っているが、50歳台の職員の給与水準が国と同様の傾向にあることから、その職員の給与水準の上昇を抑え、早期に世代間の給与配分の適正化を図る必要があること、東西に長く離島もあ

る本県の地理的事情から、人事異動に伴い単身赴任せざるを得ない職員がいる実態があり、こうした職員の経済的負担を考慮する必要があることなど、本県においても国と同様の状況が見られる。また、本県の給与制度については、従来から国の給与制度を基本としていることから、国に準じて見直しを行うこととする。

② 見直すべき事項

a 給料表等の見直し

(a) 給料表の水準等

国においては、地域間の給与配分及び世代間の給与配分の見直しの観点から、医療職俸給表（一）を除き、俸給表水準を平均で2%引き下げることとし、1級（全号俸）及び2級の初任給に係る号俸については引下げを行わない一方、3級以上の高位号俸については、50歳台後半層における官民の給与差を考慮して最大4%の引下げを行うこととしている。

また、この俸給表の見直しに伴い、新たな俸給表の俸給月額が平成27年3月31日に受けていた俸給月額に達しない職員に対しては、平成30年3月31日までの3年間に限り、経過措置としてその差額を支給することとしている。

本県においては、前述のとおり「制度」・「構造」は国に準じ、「水準」については県内民間給与水準との均衡を図ることを基本としている。まず、「構造」に関し、世代間の給与配分については本県においても見直す必要があることから、今回、国に準じて給料表を見直すこととする。ただし、見直しに伴い給料月額が引下げとなる職員に配慮し、国と同様に3年間の経過措置を講ずることにより段階的に実施することが必要である。

具体的には、平成27年4月から、人事院が勧告した同月における国の俸給表に定める俸給月額に100分の99.83（前記(キ)①で述べた本年の給与改定における国の俸給表に乗ずる割合と同じ割合）を乗じた給料表とし、新たな給料表の給料月額が平成27年3月31日に受けていた給料月額に達しない職員に対しては、その差額を給料として支給する。

これにより、「水準」に関し、見直し前の給与水準が維持されることから、本年の県内民間給与水準との均衡を図ることができる。

今回、結果的に給料表の水準を国に準じて引き下げることとなるが、これは世代間の給与配分の見直しを経過措置期間中に段階的に実施するための措置であり、職員の給与水準の引下げを目的とするものではない。

したがって、職員の給与については、今後も従来どおり毎年の職種別民間給与実態調査により把握した民間給与と比較した上で、県内民間給与水準との均衡を図ることを基本として改定していくこととする。

なお、医療職給料表(1)については、医師の人材を確保する観点から、「構造」・「水準」とも国の俸給表を基本としているため、上記の給料表の見直しは行わな

いこととする。

(b) 号給の増設

国においては、最大4%程度の引下げ改定を行う最高号俸には、50歳台前半層の職員も在職していることから、40歳台及び50歳台前半層の職員に対して勤務成績に応じた昇給機会を確保する観点から行政職俸給表（一）5級及び6級並びに公安職俸給表（一）6級及び7級等について、8号俸の増設を行うこととしている。

本県においても、国と同様に最高号給に在職している職員の昇給機会を確保する観点から、国の給与制度の総合的見直しに係る俸給表に準じて、行政職給料表5級及び6級、公安職給料表6級及び7級、高等学校教育職給料表2級及び特2級並びに中学校及び小学校教育職給料表2級及び特2級について、8号給の増設を行うこととする。

(c) 給料等の1.5%減額支給措置の廃止

国においては、当分の間の措置として平成22年度から実施されている55歳を超える職員（行政職俸給表（一）6級相当以上）に対する俸給等の1.5%減額支給措置について、今回、55歳を超える職員の給与の適正化を含めた俸給表の水準の引下げ措置を講ずることから、廃止することとしている。

本県においても、平成24年4月から同様に給与等の減額支給措置を実施しているが、国の給与制度の総合的見直しに準じて給料表の見直しを行うことから廃止することとする。

b 地域手当の見直し

県外事務所等の民間賃金の高い地域に勤務する職員の地域手当については、その地域の民間給与水準を考慮し、人事院勧告に準じて地域区分及び支給割合の見直しを行うこととする。

また、医療職給料表(1)適用者については、医師の処遇を確保する観点から人事院勧告に準じて支給割合を16%に改めることとする。

c 単身赴任手当の見直し

国においては、公務の支給額が民間を下回っていることや公務における遠距離異動の実態を踏まえ、手当額を引き上げることとしている。

本県においても、国と同様に職員の手当額が民間の支給額を下回っていることや、異動に伴いやむを得ず単身赴任をしている職員の経済的負担の実情を考慮し、人事院勧告に準じて単身赴任手当の基礎額を7,000円引き上げることとする。

また、加算額については、人事院勧告に準じて年間12回の帰宅回数相当の額に引き上げるとともに、交通距離の区分を2区分増設し、交通距離の最長の区分を2,500km以上とすることとする。これに伴い、加算額の限度を25,000円引き上げることとする。

d 管理職員特別勤務手当の見直し

災害等への対処その他の臨時的又は緊急の必要により、管理職員がやむを得ず平日の午前0時以降の深夜に勤務した場合には、人事院勧告に準じて管理職員特別勤務手当を支給することとする。

③ 実施時期等

a 実施時期

②の改定は、平成27年4月1日から実施する。

ただし、地域手当の支給割合並びに単身赴任手当の基礎額及び加算額については、平成27年4月1日から段階的に引き上げ、平成30年4月1日に完成させる。

b 導入に当たっての特例措置

(a) 給料月額

前記② a (a)で述べたとおり、新たな給料表の給料月額が平成27年3月31日に受けていた給料月額に達しない職員に対しては、同年4月1日から平成30年3月31日までの3年間に限り、経過措置としてその差額を給料として支給する。

(b) 給料等の1.5%減額支給措置の廃止

給料等の1.5%減額支給措置は、平成30年3月31日をもって廃止する。

(c) 地域手当

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における地域手当の支給割合は、見直し後支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする。

なお、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間の支給割合は、次表に示すとおりとする。

平成27年度の地域手当の級地別支給割合

見直し後の級地 (支給割合)	地域	見直し前の級地 (支給割合)	平成27年度の地域 手当の支給割合
1級地 (20%)	東京都特別区	1級地 (18%)	1.8%
2級地 (16%)	大阪市	2級地 (15%)	1.5%
5級地 (10%)	広島市	4級地 (10%)	1.0%

(注) 医師に係る地域手当(見直し前15%)は、見直しにより16%となるが、平成27年度の地域手当の支給割合は15%である。

(d) 単身赴任手当

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の基礎額は、30,000円を超えない範囲内で人事委員会規則等で定める額とする。また、加算額は、70,000円を超えない範囲内で人事委員会規則等で定める額とする。

なお、平成27年4月1日から適用する基礎額は、26,000円とする。

(ケ) その他の課題

① 特殊勤務手当について

特殊勤務手当については、状況の変化等に応じて定期的に見直しを行ってきたところであるが、昨今の社会情勢の変動や業務内容の変化等を踏まえ、手当の対象となる業務を精選し、実績や業務の特殊性をより反映した支給内容となるよう見直しを行う必要がある。

② 教育職員の給与等について

教育職員の給与については、国において、それぞれの職務に応じたメリハリのある教員給与体系の確立に向けて検討が続けられており、給料の調整額の縮減や部活動手当の拡充等の方針が示されている。本県における教育職員の給与については、職務や実績に見合った教育職員の処遇を行うという観点から、国や他の都道府県の動向を踏まえ、適時適切に見直しを行っていく必要がある。

イ 人事管理に関する報告

(ア) 人事管理上の課題について

① 人材の確保

コミュニケーション能力や企画・立案能力を有し、チャレンジ精神に富んだ人材を確保するため、これまでも試験制度の見直し・改善を行ってきた。平成25年度には、大学卒業程度試験の一部の専門試験における負担軽減や討論型個別面接の導入等の見直しを行い、より多様な人材が受験しやすい環境を整えるとともに、より人物重視の試験制度としたところである。

また、職員採用ガイダンスや大学での説明会を開催するなどの広報活動を行い、試験制度の見直しと併せ受験者確保に取り組んできた。

しかしながら、受験年齢人口の減少や民間指向等により、近年の受験数者は依然として減少傾向にあり、特に、技術系職種の人員確保が難しい状況にある。

このような状況を踏まえ、今後とも、試験ごとの検証を行い、適宜、必要に応じて制度の改正を図っていくとともに、任命権者と協力して、より効果的な県の仕事の魅力等の情報発信を行い、受験者の確保に取り組んで行く。

② 人材の育成

多様化・高度化する行政需要に迅速かつ的確に応えていくためには、限られた人材を最大限に活用することが必要である。このためには、職員一人一人の能力と意欲を引き出すための人材育成がますます重要となっている。

任命権者においては、「島根県人材育成基本方針」に基づき、職務段階に応じた計画的な研修の実施、自律的な能力開発を支援するための研修の実施、更には職員の自己啓発に対する支援など様々な取組が行われてきた。

また、特定分野に精通した職員及び専門的知識や技術を有した職員の育成を図るた

めに、中長期的な視点に立った人員配置が行われている。

今後もこうした取組を一層進めていくとともに、部下を持ち、マネジメント経験を積むことも人材育成において非常に有効であり、現在地方機関の一部で導入されている係長制の拡大等を検討する必要がある。

③ 能力・実績に基づく人事管理

職員の意欲と能力を高め、組織の活性化と公務能率の向上を図るためには、年功的な昇進管理にとらわれることなく、能力と実績に基づく人事管理を行う必要がある。

本委員会としては、これまでも、能力と実績に基づく人事管理を進めるために、人事評価の結果を処遇に反映しうる実効性のある人事評価制度の確立について言及してきた。

本年5月に地方公務員法が改正され、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとされた。任命権者においては、今回の法改正の趣旨を踏まえ、公平性・公正性、客観性・透明性を担保し、評価結果を処遇に反映しうる人事評価制度への見直しを行う必要がある。

④ 女性職員の能力開発のための環境づくり

幅広い視点に立ち、きめ細やかな行政サービスを推進するためには、男女それぞれの意識や立場を取り入れながら、施策・事業を構築していく必要があり、県の政策立案・方針決定過程においても、女性の視点や能力等を活用することが重要である。

こうした観点から、これまでも、とりわけ女性職員が多様な経験を積めるように、担当業務の拡大や幅広い分野へ配置するなど計画的な人材育成に取り組んでおり、管理職に占める女性職員の割合は年々向上している。引き続き、女性職員が能力を十分に発揮し、意欲を持って働けるよう、キャリア形成や働きやすい環境整備を進め、女性職員の政策・方針決定過程への参画を拡大する必要がある。

⑤ ワーク・ライフ・バランスの推進

職員一人一人が意欲を持って仕事に取り組むとともに、家庭や地域においても充実した生活を送ることができるようにするワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現することは重要な課題であり、そのための環境整備に努めなければならない。

a 時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減は、職員の健康保持及びワーク・ライフ・バランスの推進、さらには、公務能率の確保の観点から非常に重要な課題であり、任命権者において、これまでも様々な取組がなされているところである。

時間外勤務の縮減目標時間の設定、ノー残業デーの設定等の継続的な取組にもかかわらず、災害復旧、危機管理対応等のため、一人当たりの時間外勤務時間数は5年連続で増加した。

時間外勤務の縮減のため、管理監督者は、職員ごとの在庁時間、業務負荷の状態、

休暇取得状況等を適切に把握するとともに、効率的な業務運営が行えるような職場環境を整える必要がある。また、職員一人一人も効率的な業務遂行に努め、計画的に仕事を進めていく必要がある。

また、県立学校の教育職員についても、部活動の指導、補習授業の実施等により、月100時間を超える時間外勤務従事人数が年々増加している。

学校現場においては、部活動休養日の設定、平日勤務時間外の補習・会議の見直し等に取り組んでいるが、引き続き、学校ごとの実態を踏まえ、学校と任命権者が一体となって、時間外勤務の縮減に向けた機運の醸成や具体的な取組を行うとともに、適宜取組の検証を行い、より実効性を高める必要がある。

b 仕事と育児・介護等の両立支援の推進

ワーク・ライフ・バランスの実現のために、本県では、これまでも育児・介護のための休暇や育児休業制度の整備・充実に努めてきた。

任命権者は、平成22年3月に「子育てしやすい職場づくり推進計画（特定事業主行動計画）」の後期計画を策定し、平成26年度の男性職員の育児休業等取得率^(注)の目標を50%として取り組んだところ、平成25年度の取得率は知事部局等 49%、教育委員会 25%、警察本部 25%であった。また、平成25年度中に新たに育児休業を取得した男性職員は3人であり、依然として少ない状況である。

一方、介護のための休暇の取得者数は、平成24年度の247人に対し昨年度は258人に増加した。これは、平成22年6月新設の短期の介護休暇の取得者が、平成24年度の226人から237人へと増加したためである。

仕事と育児・介護等の両立支援の取組を推進するためには、管理監督者がその重要性を認識し、職員に対する啓発、制度の説明、取得期間中の業務継続体制の確保等に努めるとともに、職場全体としても、育児・介護のための休暇や育児休業等を取得しやすい環境づくりに引き続き努めていく必要がある。

(注) 育児休業等取得率は、育児休業（3歳未満）、育児短時間勤務（小学校就学まで）、部分休業（小学校就学まで1日1時間以内）、育児時間休暇（3歳未満1日60分以内）及び男性の育児参加のための休暇（産前・産後休暇中5日以内）を、各年度に新たに取得可能となった男性職員が取得した割合である。

c その他

ワーク・ライフ・バランスを推進するためには、年次有給休暇や夏季休暇の計画的取得や連続取得の促進も重要であり、引き続き各職場の実情に応じ、休暇を取得しやすい職場環境の整備などに取り組む必要がある。

こうした取組を推進するために、夏季休暇について、水防などの危機管理、災害復旧等への対応から、現在の取得期間（7～9月）では取得しにくい実態があり、取得期間の拡大を検討する必要がある。

⑥ メンタルヘルス対策

行政課題の複雑・高度化により職務の困難性が増すなど、様々な要因によるストレ

スが増大している昨今においては、職員の心身の健康を保持増進することが重要である。とりわけ、精神疾患による長期の休暇・休職者の割合が依然として高い状況にあつては、メンタルヘルス対策は、極めて重要な課題であり、管理監督者を中心に、上司、同僚も含めた職場ぐるみで協力・助け合う職場環境づくりに努める必要がある。

任命権者は、これまでもメンタルヘルス教育の実施、相談体制の整備、外部機関の活用、療養後の職場復帰支援事業等、様々な取組を継続的に行っているが、引き続き、メンタルヘルス対策を組織全体の課題と位置付け、予防・早期発見から休職者の職場復帰・再発防止まで、より実効性のある対策に取り組む必要がある。

⑦ ハラスメント対策

ハラスメントについては、ハラスメントを受けた者が人格を侵害され、精神的苦痛を受けるばかりか、職場環境の悪化を招くものであり、その防止は重要な課題である。

昨年度、知事部局において実施された職員へのアンケートによれば、過去3年間にハラスメントを受けたことがあると回答した職員の割合は、回答総数（1,625件）の11.4%となっている。

各任命権者においては、これまでもハラスメント防止に関する指針の作成、研修の実施、相談窓口の設置などの取組が行われているところである。引き続きハラスメントのない職場づくりに向けたより実効性のある取組を進める必要がある。

⑧ 高齢期の雇用問題

今年度から、公的年金の支給開始年齢が61歳に上げられたことに伴い、新たな再任用制度が開始されたところである。

国家公務員については、本年4月に公布された国家公務員法等の一部を改正する法律（平成26年法律第22号）の附則で、平成28年度までに定年の段階的な引き上げや再任用制度の活用の拡大その他の雇用と年金の接続のための措置を講ずることについて検討するものとされており、今後もこうした国等の動きを注視し、適切に対応する必要がある。

また、再任用職員の給与については、国においては、転居を伴う異動をする職員の増加と民間の支給状況を踏まえ、平成27年4月1日から再任用職員に単身赴任手当を支給することとしている。本県においては、短時間勤務の職員が多く転居を伴う異動をする職員は多くはないが、今後、再任用希望者の増加に伴い転居を伴う異動をする職員の増加が見込まれることから、国に準じた取扱をする必要がある。

なお、再任用職員の給与水準を含めた給与の在り方については、国において民間の動向や再任用制度の運用状況を踏まえ必要な検討を行うこととされていることから、今後の国の動向等を注視していく必要がある。

⑨ 退職管理の適正の確保

本年4月に地方公務員法が改正され、③で述べた能力・実績に基づく人事管理とともに、営利企業等に再就職した元職員による離職前の職務に関して、現職職員への働

きかけを禁止する等の退職管理の適正の確保について規定された。

改正法の施行は公布の日から2年以内とされており、法律の施行期日までに適切な対応を行う必要がある。

ウ 勧告実施の要請

人事委員会の勧告制度は、憲法で保障された労働基本権が地方公務員には制約されているため、その代償措置として情勢適応の原則に基づき公務員の勤務条件を社会一般の情勢に適応させることにより、公務員の適正な処遇を確保しようとするものである。

現在、厳しい県財政の下、個々の職員は、限られた予算と人員の中で最大限の効果を発揮できるよう、複雑・多様化する業務に対し、強い使命感をもって立ち向かっていくことが求められており、給与をはじめとする職員の勤務条件は、そのような職員の努力や成果に的確に報いるものでなければならない。

管理職手当の支給にあたって行われている減額措置については、財政健全化に取り組むための時限的な措置でありやむを得ないものであるとはいえ、当該措置後の職員給与は地方公務員法に定める給与決定の原則に基づく水準とは異なるものであることから、早期に当該措置が解消され、給与勧告制度に基づく本来の給与水準が確保されることを望むものである。

県議会及び知事におかれては、この報告及び勧告に深い理解を示され、本委員会の勧告どおり実施されるよう要請する。

(2) 勧告

本委員会は、職員の給与等に関する報告に基づき、次の事項について改定措置を執られるよう勧告する。

ア 平成26年4月の民間給与との比較による給与改定等のための関係条例の改正

(ア) 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）、県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）の改正

① 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

② 諸手当

a 初任給調整手当について

(a) 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を412,200円とすること。

(b) 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額を50,300

円とすること。

b 勤勉手当について

(a) 平成26年12月期の支給割合

勤勉手当の支給割合を0.75月分（特定管理職にあっては、0.95月分）とすること。

再任用職員については、勤勉手当の支給割合を0.4月分（特定管理職にあっては、0.5月分）とすること。

(b) 平成27年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.7月分ずつ（特定管理職にあっては、0.9月分ずつ）とすること。

再任用職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.375月分ずつ（特定管理職にあっては、0.475月分ずつ）とすること。

c 単身赴任手当について

再任用職員に対して単身赴任手当を支給すること。

(イ) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第7号）の改正

① 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

② 期末手当について

a 平成26年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.55月分とすること。

b 平成27年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.35月分及び1.5月分とすること。

(ウ) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号）の改正

① 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

② 期末手当について

a 平成26年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.55月分とすること。

b 平成27年6月期の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.35月分及び1.5月分とすること。

イ 給与制度の見直しのための関係条例の改正

(ア) 職員の給与に関する条例、県立学校の教育職員の給与に関する条例及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の改正

① 給料表

アの(ア)の①による改定後の給料表（医療職給料表(1)を除く。）を別記第4のとおり改定すること。

② 諸手当

a 地域手当について

(a) 地域手当の支給割合を、次に掲げる級地の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とすること。

1 級地 100分の20

2 級地 100分の16

3 級地 100分の15

4 級地 100分の12

5 級地 100分の10

6 級地 100分の6

7 級地 100分の3

(b) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員に対する地域手当の支給割合を、当分の間、100分の16とすること。

b 単身赴任手当について

単身赴任手当の基礎額を月額30,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて加算することとされている額の限度を月額70,000円とすること。

c 管理職員特別勤務手当について

(a) 管理職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により職員の勤務時間に関する条例（昭和27年島根県条例第9号）第3条第1項、第4条及び第5条（市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の適用を受ける教職員にあっては、第22条の2第1項、第22条の3及び第22条の4）の規定に基づく休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間（正規の勤務時間以外の時間に限る。）に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。

(b) (a)の管理職員特別勤務手当の額は、(a)による勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則等で定める額とすること。

③ 55歳を超える職員の給料月額減額支給等について

職員の給与に関する条例附則第9項（県立学校の教育職員の給与に関する条例の適用を受ける教育職員にあっては同条例附則第12項、市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の適用を受ける教職員にあっては同条例附則第9項）の規定による55歳を超える職員の給料月額減額支給等の期間を、平成30年3月31日までの間とすること。

- (イ) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正
アの(イ)の①による改定後の給料表を別記第5のとおり改定すること。
- (ウ) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正
アの(ウ)の①による改定後の給料表を別記第6のとおり改定すること。

ウ 改定の実施時期等

(ア) 改定の実施時期

この改定は、平成26年4月1日から実施すること。ただし、アの(ア)の②のbの(a)、(イ)の②のa及び(ウ)の②のaについては平成26年12月1日から、アの(ア)の②のbの(b)及びc、(イ)の②のb並びに(ウ)の②のb、イ並びにウの(イ)の①から③までについては平成27年4月1日から実施すること。

(イ) 経過措置等

① 平成30年3月31日までの間における差額の支給

a イによる改定後の給料表の適用の日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会規則等で定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（職員の給与に関する条例附則第9項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（県立学校の教育職員の給与に関する条例に規定する高等学校教育職給料表の適用を受ける教育職員（再任用職員を除く。）にあってはその職務の級が4級である者、市町村立学校の教職員の給与等に関する条例に規定する中学校及び小学校教育職給料表の適用を受ける教育職員（再任用職員を除く。）にあっては、職務の級が4級である者）（以下「特定職員」という。）にあっては55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給すること。

b 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（aの職員を除く。）について、aによる給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則等の定めるところにより、aに準じて、給料を支給すること。

c 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮してa又はbによる給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則等の定めるところにより、a又はbに準じて、給料を支給すること。

② 地域手当の支給割合の特例措置

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における地域手当の支給割合については、イの(ア)の②のaの(a)中「次に定める割合」とあるのは「次に定める割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とし、イの(ア)の②のaの(b)中「100分の16」とあるのは「100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とすること。

③ 単身赴任手当の基礎額の月額の特例措置

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の基礎額の月額については、イの(ア)の②のb中「30,000円」とあるのは「30,000円を超えない範囲内で人事委員会規則等で定める額」とすること。

④ その他所要の措置

①から③までに掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

(別記第1から第6まで省略)

2 給与関係規則等の制定及び改正の状況

平成26年度中における状況は次のとおりである。

○ 職員の給与の支給に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
26. 7.11	第18号	公布日	・配偶者同行休業制度の創設に伴う改正
26.12. 9	第25号	公布日 (26. 4. 1) (26.12. 1)	・平成26年給与改定に伴う改正
27. 3. 3	第3号	27. 3. 9 27. 3.19	・行政組織の改正に伴う改正
27. 3.27	第11号	27. 4. 1	・平成26年給与改定に伴う改正等

○ 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
26. 7.11	第19号	27. 1. 1	・昇給制度の改正に伴う改正
26.12. 9	第26号	公布日 (26. 4. 1)	・平成26年給与改定に伴う改正
27. 3.27	第13号	27. 4. 1	・平成26年給与改定等に伴う改正

○ 給料表の適用範囲に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
27. 3.27	第12号	27. 4. 1	・行政組織の改正に伴う改正

○ 職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
26. 7.11	第22号	公布日	・配偶者同行休業制度の創設に伴う改正

○ 県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
26. 7.11	第20号	公布日 27. 1. 1	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者同行休業制度の創設に伴う改正 昇給制度の改正に伴う改正
26.12. 9	第27号	公布日 (26. 4. 1) (26.12. 1) 27. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年給与改定に伴う改正
27. 3.27	第14号	27. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年給与改定等に伴う改正

○ 県立学校の教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
26. 7.11	第23号	公布日	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者同行休業制度の創設に伴う改正

○ 専門的教育職員の給与の特例に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
27. 3.27	第15号	27. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> 任期付職員制度の改正に伴う改正

○ 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
26. 7.11	第21号	公布日	<ul style="list-style-type: none"> 職員の特殊勤務手当に関する条例の改正に伴う改正
27. 2.13	第1号	公布日	<ul style="list-style-type: none"> 特殊現場作業従事手当の特例規定の改正
27. 3.27	第16号	27. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> 職員の特殊勤務手当に関する条例の改正等に伴う改正

○ 東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
27. 2.13	第2号	公布日	<ul style="list-style-type: none"> 支給対象施設の新設に伴う改正

- 給与等事務システムを使用して給与関係手続等を行う場合の特例に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
27. 3.27	第17号	27. 4. 1	・職員の給与の支給に関する規則の改正に伴う改正

- 職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則及び県立学校の教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則を廃止する規則

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
27. 3.27	第18号	27. 4. 1	・給与構造改革に伴う経過措置が終了することによる規則の廃止

- 職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（新設）

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
27. 3.27	第19号	27. 4. 1	・給料表の切替えに伴う経過措置に関して必要な事項を規定

- 県立学校の教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（新設）

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改正の概要
27. 3.27	第20号	27. 4. 1	・給料表の切替えに伴う経過措置に関して必要な事項を規定

V 公平審査等業務

1 公平審査事案の処理

(1) 不利益処分に関する不服申立ての審査

ア 県 関 係

平成26年度中に取り扱った事案はなかった。

イ 受託団体関係

平成26年度中に取り扱った事案はなかった。

(2) 勤務条件に関する措置要求の審査

ア 県 関 係

平成26年度中に取り扱った事案はなかった。

イ 受託団体関係

平成26年度中に取り扱った事案はなかった。

(3) 苦情処理に関する事項

ア 県 関 係

平成26年度中に取り扱った苦情相談は5件であった。

イ 受託団体関係

平成26年度中に取り扱った苦情相談は1件であった。

区 分		県関係	受託団体関係	合計
件数	前年度からの繰越し	1		1
	新 規	4	1	5
	計	5	1	6
相談区分	給 与	1		1
	勤 務 時 間		1	1
	いじめ・嫌がらせ	3		3
	そ の 他	1		1
	計	5	1	6
処理状況	制度説明及び助言	3		3
	当局への単なる伝達	2	1	3
	計	5	1	6
	次年度に繰越し			

※相談区分には1事案につき複数計上しているものがあるので、件数及び処理状況の数値と一致しない場合がある。

※これらのほか、企業職員等(人事委員会が行う苦情相談を利用できない職員)から3件の相談があった。

(4) 公立学校の学校医、学校歯科医師及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第5条第1項の規定に基づく公務災害補償に関する審査

平成26年度中に取り扱った事案はなかった。

2 職員団体等関係事務

(1) 職員団体の登録

ア 県 関 係

平成26年度末における登録職員団体の状況は、次のとおりである。

登録番号	職員団体名	登録年月日	法人格取得申出の有無	事務所所在地	平成26年度変更内容 (変更登録年月日)
1	島根県高等学校教職員組合	S41. 9.20	有	松江市母衣町55 島根県教育会館内	役員改選 (26. 4.14)
2	島根県職員労働組合	S41. 9.20	有	松江市殿町1 島根県庁内	
3	島根県教職員組合	S41. 9.20	有	松江市母衣町55 島根県教育会館内	役員改選、 規約改正 (27. 3.17)
7	島根県教職員協議会	S55. 3.26	無	出雲市大津町2214 出雲市立第一中学校内	役員改選 (26. 4.30)
8	島根教職員組合	H 2. 1.26	有	松江市東朝日町210-1	役員改選 (27. 3.24)
9	島根県学校事務職員労働組合	H 2. 5.21	無	松江市浜乃木二丁目8番 20号	役員改選 (26. 6.13) 役員改選 (26. 9.26) 役員改選 (27. 3.12)

イ 受託団体関係

平成26年度末における登録職員団体の状況は、次のとおりである。

登録番号	職員団体名	登録年月日	法人格取得申出の有無	事務所所在地	平成26年度変更内容 (変更登録年月日)
16	西ノ島町職員組合	S51. 5.20	無	隠岐郡西ノ島町浦郷534 の1 西ノ島町役場内	役員改選 (26.11. 5)
18	知夫村職員組合	S52.10.31	無	隠岐郡知夫村1065 知夫村役場内	役員改選 (26. 4.30)
31	邑智郡総合事務組合職員労働組合	H 7.12.20	無	邑智郡川本町大字川下 3083-6 邑智郡町村総合事務組 合内	役員改選 (27. 2. 2)
33	海士町職員組合	H 8. 7.31	無	隠岐郡海士町大字海士 1490 海士町役場内	役員改選 (26. 9.19)
40	隠岐広域連合職員組合	H11.11.18	無	隠岐郡隠岐の島町城北 町355 隠岐広域連合立 隠岐病院内	役員改選 (26. 8.11)

45	隠岐の島町職員組合	H17. 1. 7	無	隠岐郡隠岐の島町城北町1番地 隠岐の島町役場内	役員改選 (26.11.10)
46	邑南町職員組合	H17. 2.22	無	邑智郡邑南町矢上6000 邑南町役場内	役員改選、 規約変更 (27. 2.10)
48	自治労飯南町職員組合	H17. 4.11	無	飯石郡飯南町下赤名890 飯南町役場赤名庁舎内	役員改選 (27. 2. 2)
49	川本町職員組合	H17. 9.30	無	邑智郡川本町大字川本545-1 川本町役場内	役員改選 (27. 2. 5)
51	自治労奥出雲町職員組合	H17.12. 5	無	仁多郡奥出雲町三成358-1 奥出雲町役場仁多庁舎内	
52	美郷町職員組合	H19. 3.30	無	邑智郡美郷町粕淵168 美郷町役場内	
53	津和野町職員組合	H24. 7.11	無	鹿足郡津和野町日原54-25 津和野町役場内	役員改選 (27. 1.20)
54	吉賀町職員組合	H25. 9.11	無	鹿足郡吉賀町六日市750 吉賀町役場内	役員改選 (27. 2. 6)

(2) 職員団体等の規約の認証

平成26年度において、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第4条の規定に基づく規約の認証の申請はなかった。

なお、平成26年度末における認証状況は次のとおりである。

団 体 名	認証年月日	事務所所在地
全日本自治団体労働組合島根県本部	S54.11.29	松江市中原町14

(3) 管理職員等の範囲の指定

ア 県 関 係

平成26年度中における管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第22号）の改正の状況は次のとおりである。

公布年月日	規則番号	施行年月日	改正の概要
27. 3.31	第21号	27. 4. 1	・組織改正等に伴う改正

イ 受託団体関係

平成26年度中における島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第23号）の状況は次のとおりである。

公布年月日	規則番号	施行年月日	改正した 公共団体名	改正の概要
26. 6.17	第11号	26. 6.17	邑智郡公立病院組合 隠岐広域連合	・組織改正等に伴う改正
26.11. 4	第24号	26.11. 4	邑智郡公立病院組合	・組織改正等に伴う改正
27. 3.11	第22号	27. 3.11	海士町 知夫村	・組織改正等に伴う改正

3 労働基準監督機関の職権行使

(1) 労働基準法別表第1による号別区分

労働基準法、労働安全衛生法等を適用する場合の職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、地方公務員法第58条第5項の規定により、労働基準法別表第1の第11号、第12号及びいずれの号にも区分されない事業に従事する職員については、人事委員会またはその委任を受けた人事委員会の委員が行使することとされている。

県の行う事業が労働基準法別表第1各号に掲げる事業のうちいずれかに該当するかについては、人事委員会が労働局（船舶については運輸局）と協議して決定している。

平成26年度末における号別区分は次のとおりである。

○事業所

号別区分	事業所名	監督機関
第1号	浜田県土整備事務所維持管理部浜田ダム管理所 宍道湖流域下水道管理事務所	労働基準監督署
第3号	県土整備事務所(6) 県土整備事務所土木事業所(3) 県土整備事務所事業所(1) 浜田河川総合開発事務所 隠岐支庁県土整備局 浜田港湾振興センター	労働基準監督署
第4号	出雲空港管理事務所	労働基準監督署
第6号	林業課（緑化センター管理スタッフ）	労働基準監督署
第7号	畜産技術センター育種改良部 水産技術センター総合調整部栽培漁業科	労働基準監督署
第11号	水産技術センター附属漁業無線指導所	人事委員会
第12号	原子力安全対策課原子力環境センター 自治研修所 消防学校 美術館 芸術文化センター 保健環境科学研究所 農業技術センター 中山間地域研究センター 農林大学校 食料安全推進課家畜病性鑑定室 病害虫防除所 畜産技術センター 水産技術センター 同内水面浅海部浅海科 同内水面科 産業技術センター 同浜田技術センター 東部高等技術校 西部高等技術校 埋蔵文化財調査センター 教育センター 同浜田教育センター 東部社会教育研修センター 西部社会教育研修センター 図書館 西部読書普及センター 青少年の家 少年自然の家 古代出雲歴史博物館 高等学校(35) 特別支援学校(12) 警察学校	人事委員会

第13号	保健所(8) 島根あさひ社会復帰促進センター診療所 心と体の相談センター わかたけ学園 食肉衛生検査所 特別支援学校寄宿舎(8)	労働基準監督署
区分 されない 事業所	知事部局本庁 東京事務所 隠岐支庁(県土整備局を除く) 県民センター(2) 県民センター事務所(4) 公文書センター 女性相談センター 同西部分室 児童相談所(4) 農林振興センター(2) 農林振興センター事務所(4) 家畜保健衛生所(4) 水産事務所(2) 大阪事務所 広島事務所 教育庁本庁 教育事務所(5) 警察本部 警察署(12) 議会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局 島根海区漁業調整委員会事務局 隠岐海区漁業調整委員会事務局	人事委員会

○船 船

号別区分	船名(総トン数、船員の労務管理をする事務所)	監督機関
第12号	島根丸(142.0トン、水産技術センター) やしま(9.10トン、〃内水面浅海部浅海科) 神海丸(699.0トン、教育庁本庁(学校企画課)) あしま(19.00トン、浜田水産高校) みこしま(19.00トン、隠岐水産高校)	人事委員会
区分 されない 事業所	せいふう(120.0トン、知事部局本庁(水産課)) うらかぜ(20.0トン、浦郷警察署)	人事委員会

【参考】労働基準法別表第1による事業

- 第1号 物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業(電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。)
- 第2号 鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業
- 第3号 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
- 第4号 道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業
- 第5号 ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業
- 第6号 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業
- 第7号 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業
- 第8号 物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業
- 第9号 金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業
- 第10号 映画の制作又は映写、演劇その他興行の事業
- 第11号 郵便、信書便又は電気通信の事業
- 第12号 教育、研究又は調査の事業
- 第13号 病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業
- 第14号 旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業
- 第15号 焼却、清掃又はと畜場の事業

(2) ボイラー及び第一種圧力容器の検査

労働安全衛生法並びにボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）の規定に基づき検査を行っている。

平成26年度末におけるボイラー等の設置状況は次のとおりである。

○ボイラーの設置状況

事業所名	種類	検査証番号	最高使用圧力	電熱面積
江津清和養護学校	鋳鉄製前後組合せ型（温水）	第79号	30m	11.6㎡
自治研修所	鋳鉄製前後組合せ型（温水）	第59号	30m	8.66㎡
計 2事業所	2基			

○第一種圧力容器の設置状況

事業所名	種類	検査証番号	最高使用圧力	内容積
隠岐水産高校	蒸煮器（円筒型）	第106号	3.0kg/cm ²	2.07m ³
邇摩高校	蒸煮器（円筒型）	第76号	2.0kg/cm ²	0.56m ³
農林大学校	蒸煮器（横置円筒型）	第86号	2.0kg/cm ²	0.64m ³
出雲農林高校	蒸煮器（円筒型）	第72号	2.0kg/cm ²	0.58m ³
出雲農林高校	蒸煮器（円筒型）	第105号	3.0kg/cm ²	0.64m ³
松江農林高校	蒸煮器（角横型）	第102号	1.2kg/cm ²	1.65m ³
松江農林高校	蒸煮器（円筒型）	第103号	3.0kg/cm ²	0.63m ³
松江農林高校	蒸煮器（円筒型）	第104号	3.0kg/cm ²	0.135m ³
浜田水産高校	蒸煮器（横置円筒型）	第87号	7.0kg/cm ²	0.64m ³
浜田水産高校	殺菌器	第114号	0.50MPa	0.61m ³
農業技術センター	消毒器（角型ジャケット付）	第94号	1.5kg/cm ²	0.737m ³
益田翔陽高校	滅菌器（角型）	第98号	1.3kg/cm ²	1.548m ³
矢上高校	蒸煮器（円筒型）	第101号	2.0kg/cm ²	0.24m ³
産業技術センター	回転式蒸煮缶	第107号	0.098MPa	0.313m ³
産業技術センター	高圧調理殺菌装置	第108号	0.59MPa	0.246m ³
中山間地域研究センター	加熱器	第111号	2.45MPa	0.171m ³
中山間地域研究センター	加熱器	第112号	2.94MPa	0.015m ³
産業技術センター 浜田技術センター	蒸煮器（横置円筒型）	第99号	3.0kg/cm ²	0.326m ³
産業技術センター 浜田技術センター	オートクレーブ	第113号	1.96MPa	0.104m ³
計 12事業所	19基			

4 勤務条件等実態調査

この調査は、地方公務員法第8条第1項第1号及び第2号の規定による人事行政及び勤務条件等の研究調査の一環として、職員の勤務条件の実態を把握し、職員の適正な勤務条件に関する制度を検討する基礎資料とするために実施した。

- 調査方法及び調査時期 書面調査及び総務事務システムデータ抽出集計により平成26年6月から8月に実施
- 対象事業所 本県の全事業所（247）及び市町村立学校等（326）
合計573事業所
- 調査事項 時間外・休日勤務等の状況、休暇の取得状況など勤務条件に関する事項

5 勤務時間、休暇等関係規則の改正等の状況

平成26年度中における状況は、次のとおりである。

- 職員の配偶者同行休業に関する規則

公布年月日	規則番号	施行年月日	改正等の概要
26. 7.11	第17号	公布日	・職員の配偶者同行休業制度の導入に伴い人事委員会規則を制定

- 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	規則番号	施行年月日	改正等の概要
26. 7.11	第14号	公布日	・職員の配偶者同行休業制度の導入に伴う改正

- 職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	規則番号	施行年月日	改正等の概要
26. 7.11	第16号	公布日	・職員の配偶者同行休業制度の導入に伴う改正

- 職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	規則番号	施行年月日	改正等の概要
27. 3.27	第4号	27. 4. 1	・一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の改正に伴う改正 ・神海丸乗組員の代休日指定の改正

○ 県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	規則番号	施行年月日	改正等の概要
27. 3.27	第 5 号	27. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> • 一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の改正に伴う改正 • 神海丸乗組員の代休日指定の改正

○ 職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	規則番号	施行年月日	改正等の概要
27. 3.27	第 6 号	27. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> • 一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の改正に伴う改正

○ 教育長の営利企業等の従事制限に関する規則

公布年月日	規則番号	施行年月日	改正等の概要
27. 3.27	第 9 号	27. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> • 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う人事委員会規則の制定

○ 教育長の職務に専念する義務の特例に関する規則

公布年月日	規則番号	施行年月日	改正等の概要
27. 3.27	第10号	27. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> • 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正による教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定に伴う人事委員会規則の制定

(参 考)

1 歴代人事委員会委員と在任期間

(平成27. 5. 1現在)

氏 名	委員在任期間	左のうち委員長就任期間
中 田 敏 哉	S 26. 6. 5 ~ S 27. 3.31 (1期)	S 26. 6. 5 ~ S 27. 3.31 (1)
新 宮 保 重	S 26. 6. 5 ~ S 28. 6. 4 S 28. 7. 1 ~ S 30. 4.19 (2期)	S 27. 4. 1 ~ S 28. 6. 4 (2)
松 田 賢 吉	S 26. 6. 5 ~ S 29. 6. 4 S 29. 6. 5 ~ S 31. 9.30 (2期)	S 28. 7. 6 ~ S 29. 7. 7 (3) S 30. 7. 7 ~ S 31. 7. 6 (5)
手 銭 白三郎	S 27. 4. 1 ~ S 30. 6. 4 S 30. 7. 6 ~ S 34. 7. 5 (2期)	S 29. 7. 8 ~ S 30. 6. 4 (4) S 32. 7. 5 ~ S 33. 7.14 (7)
太 田 直 行	S 30. 5.19 ~ S 32. 6.30 S 32. 7. 1 ~ S 36. 6.30 (2期)	S 31. 7. 7 ~ S 32. 6.30 (6) S 34. 7.15 ~ S 35. 7.20 (9)
柳 幸 大 資	S 31.10. 1 ~ S 33. 6. 4 S 33. 6.25 ~ S 37. 6.24 (2期)	S 33. 7.15 ~ S 34. 7.14 (8) S 36.10. 1 ~ S 37. 6.24 (11)
片 山 義 雄	S 34. 7. 8 ~ S 36. 9.30 (1期)	S 35. 7.21 ~ S 36. 9.30 (10)
安 食 義 憲	S 36. 7. 1 ~ S 39. 2. 1 (1期)	S 37. 7.19 ~ S 38. 7.25 (12)
岩 田 維 保	S 36.10. 1 ~ S 38. 2. 3 (1期)	
遠 藤 剛 一	S 37. 7.14 ~ S 41. 7.13 (1期)	S 38. 7.26 ~ S 41. 7.13 (13)
大 井 修 一	S 38. 2.23 ~ S 38. 7. 7 S 38. 7. 8 ~ S 41. 4. 7 (2期)	
大 島 六次郎	S 39. 3. 1 ~ S 40. 6.30 S 40. 7. 1 ~ S 44. 6.30 (3期) S 44. 7. 1 ~ S 46. 9.29	S 41. 9. 1 ~ S 44. 6.30 (14) S 44. 7. 4 ~ S 46. 9.29 (15)
高 橋 定 一	S 41. 7. 1 ~ S 42. 7. 7 S 42. 7. 8 ~ S 46. 7. 7 (3期) S 46. 7.10 ~ S 50. 7. 9	S 46.10.13 ~ S 50. 7. 9 (16)
武 井 正 臣	S 41. 9. 1 ~ S 45. 8. 31 (1期)	
堀 江 珪 一	S 45.10. 8 ~ S 49.10. 7 (1期)	
山 田 政 治	S 46.10. 1 ~ S 48. 6.30 S 48. 7. 3 ~ S 52. 7. 2 (2期)	
三 代 良 信	S 49.10. 9 ~ S 53.10. 8 (1期)	S 50. 7.14 ~ S 53.10. 8 (17)
兼 折 博	S 50. 7.10 ~ S 54. 7. 9 (1期)	S 53.10.11 ~ S 54. 7. 9 (18)
森 脇 孝	S 52. 7. 3 ~ S 56. 7. 2 S 58. 7.26 ~ S 62. 7.25 (3期) S 62. 7.26 ~ S 63. 5.15(死亡)	S 54. 8. 1 ~ S 56. 7. 2 (19) S 61.10.13 ~ S 62. 7.25 (24)

氏 名	委員在任期間	左のうち委員長就任期間
高 橋 正 夫	S 53.10. 9 ~ S 57.10. 8 (1期)	S 56. 7. 3 ~ S 57.10. 8 (20)
北 川 泉	S 54. 7.26 ~ S 58. 7.25 (1期)	S 57.10. 9 ~ S 58. 7.25 (21)
田 江 武 彦	S 56. 7. 3 ~ S 60. 7. 2 (2期) S 60. 7. 5 ~ H 1. 7. 4	S 58. 8. 2 ~ S 60. 7. 2 (22) S 62. 7.28 ~ S 63.12.22 (25)
脇 坂 才 夫	S 57.10. 9 ~ S 61.10. 8 (1期)	S 60. 7. 5 ~ S 61.10. 8 (23)
星 野 春 雄	S 61.10. 9 ~ H 2.10. 8 (1期)	S 63.12.23 ~ H 2.10. 8 (26)
中 村 寿 夫	S 63. 7.15 ~ H 3. 7.25 H 3. 7.26 ~ H 7. 7.25 H 7. 7.26 ~ H11. 7.25 (7期) H11. 7.26 ~ H15. 7.25 H15. 7.26 ~ H19. 7.25 H19. 7.26 ~ H23. 7.25 H23. 7.26 ~ 現在	H 2.10. 8 ~ H 3. 7.25 (27) H 3. 7.29 ~ H 4. 2.20 (28) H 6.10.31 ~ H 7.10. 3 (30) H10. 8. 4 ~ H13. 3.31 (32) H14.10.25 ~ 現在 (34)
丸 馨 根	H 1. 7. 5 ~ H 5. 7. 4 (1期)	
長谷川 博 憲	H 2.10. 9 ~ H 6.10. 8 (1期)	H 4. 2.21 ~ H 6.10. 8 (29)
竹内 宇右衛門	H 5. 7. 8 ~ H 7. 5.15 (1期) (死亡)	
大 澤 亮 三	H 6.10.11 ~ H10.10.10 (1期)	H 7.10. 4 ~ H10. 8. 3 (31)
山 本 隆 志	H 7. 7. 5 ~ H 9. 7. 7 (2期) H 9. 7. 8 ~ H13. 7. 7	
吉 岡 瑩	H10.10.11 ~ H14.10.10 (1期)	H13. 4. 1 ~ H14.10.10 (33)
池 淵 功 二	H13. 7. 8 ~ H17. 7. 7 (1期)	
後 藤 美 利	H14.10.11 ~ H18.10.10 (1期)	
林 興 平	H17. 7. 8 ~ H21. 7. 7 (1期)	
清 原 茂 治	H18.10.11 ~ H22.10.10 (1期)	
猪 野 郁 子	H21. 7. 8 ~ H25. 7. 7 (2期) H25. 7. 8 ~ 現在	
永 田 伸 二	H22.10.11 ~ H26.10.10 (1期)	
本 間 恵美子	H26.10.11 ~ 現在	

2 委員会の構成

(平成27. 5. 1現在)

職	氏 名	任 期	備 考
委 員 長	中 村 寿 夫	平 23. 7. 26 平 27. 7. 25	弁護士
委 員 (委員長職務代理者)	猪 野 郁 子	平 25. 7. 8 平 29. 7. 7	島根大学名誉教授
委 員	本 間 恵美子	平 26. 10. 11 平 30. 10. 10	(元) 公益財団法人 しまね文化振興財団 八雲立つ風土記の丘所長

3 事務局職員名簿

(平成27. 4. 1現在)

職 名	氏 名	現所属発令年月日
事 務 局 長	松 尾 紳 次	平 26. 4. 1
企 画 課 長	森 脇 幸	平 26. 4. 1
任用グループリーダー	稲 場 康 志	平 27. 4. 1
企 画 員	曳 野 純 子	平 25. 4. 1
主 任	三 宅 香 織	平 25. 4. 1
主 任	小 松 原 茂 雄	平 27. 4. 1
給与グループリーダー	川 本 直 樹	平 26. 4. 1
企 画 員	安 部 圭 子	平 26. 4. 1
主 任	森 吉 秀 子	平 27. 4. 1
主 事	樋 野 祐 一	平 25. 4. 1

平成26年度人事委員会年次報告書

発行日 平成27年9月

編集・発行 島根県人事委員会事務局
松江市殿町1番地